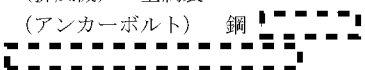
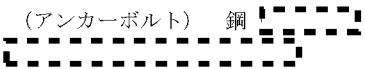
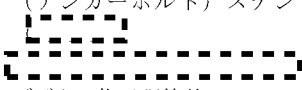



表ト-2 P設-2-3 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統)


構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6004}気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6012}気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	第2加工棟 第2フィルタ室	2台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP法)
{6023}気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) ダクト	第2加工棟 系統IV	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリウムダンパー その他の性能 : -
{6031}気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統IV	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6036-3}気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6040}気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 IV系統	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6045-3}気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6046-3}気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : フィルタチャンバ型 主要な構造材 : (給気ユニット) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 給気能力  m³/時
{6047-3}気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) ダクト	第2加工棟 給気系統	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 可変風量バルブ、ボリウムダンパー その他の性能 : -

表ト-2P設-2-3 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統)  
構成設備・機器 仕様

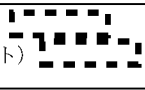

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6048-3}気体廃棄設備 No.1系統IV 差圧計	第2加工棟	1台	型式 : 電子式差圧発信器 (微差圧用) 主要な構造材 : (差圧計) 金属製 (アンカーボルト) ステンレス鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : デジタル指示調節計 その他の性能 : レンジ 0~100 Pa
{8045}緊急設備 防火ダンパー	第2加工棟	2台 <sup>(1)</sup>	型式 : 温度ヒューズ式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : 温度ヒューズ溶断温度 公称 72°C 日本防排煙工業会防火ダンパー自主 管理制度適合品

\*1 以上の強度を有する材料

\*2 以上の強度を有する材料

(1) 本系統内に設置されている台数

表ト-2P設-2-3 (別表2) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) の  
改造の仕様

改造項目	対象設備・機器名	使用材料	員数	対応図
①ダクト支持構造物の改造	{6023}ダクト {6047-3}ダクト	(支持構造物)  (アンカーボルト) 	1式	-
②防火ダンパーの更新	{8045}防火ダンパー	(防火ダンパー) 金属製、日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品	2台	図ト-2P設-2-3-1
③ダンパー開度異常時インターロックの追加	{6040}閉じ込めダンパー {6045-3}閉じ込めダンパー	(コントロールモーター) 金属製 (配線) 難燃ケーブル	各1台 1式	図ト-2P設-2-3-4 (3)

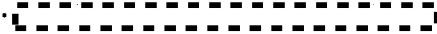

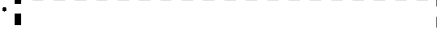
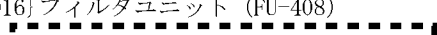
表トー 2 P 設ー 2ー 4 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
設備・機器名称 機器名	施設名称	<p>排風機 高性能エアフィルタ (排風機室側) 高性能エアフィルタ (設備側) 排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機) 閉じ込め弁 閉じ込めダンパー 給気ファン 給気ダクト 負圧計 防火ダンパー</p> <p>{6048-8} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) (構成設備・機器) {6007} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 排風機 (307-F) {6008} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) 排風機 (308-F) {6015} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407) {6016} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408) {6019} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用) {6026} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) ダクト {6027} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト {6034} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込め弁 {6035} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込め弁 {6036-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込め弁 {6043} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー {6043-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) {6043-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) {6044} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー {6045-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込めダンパー  {6046-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 給気ユニット (204AC) {6047-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) ダクト {6048-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ 差圧計 {8045} 緊急設備 防火ダンパー</p> <p>本系統の構成設備・機器の配置詳細図を図トー 2 P 設ー 2ー 4ー 1 及び図リー他ー 1 3 (1) に示す。</p>
変更内容		<p>改造</p> <p>新規基準に適合させるために、気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) を構成する設備・機器に対し以下の改造を行う。</p> <p>①ダクトのルート変更 (仕様を本表 (別表 2) に示す。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災による損傷の防止対策として、系統Ⅶ (部屋排気系統) のダクトを、火災区域 2 P-1 及び火災区域 2 P-2 間の防火区画壁を貫通しないルートに変更する。なお、ルート変更後の貫通部の開口部の閉止については第 2 加工棟の工事にて実施する。</li> <li>・第 2-2 混合室内の系統Ⅷ (局所排気系統) ダクトについて、耐震補強のためルートを変更する。</li> <li>・第 2-2 ペレット室の系統Ⅷ (局所排気系統) 及び系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) のダクトについて、可変風量バルブのメンテナンススペースを確保するためルートを変更する。</li> </ul>

表ト-2P設-2-4 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様

<p>変更内容</p>	<p>②ダクト支持構造物の改造 (仕様を本表 (別表2) に示す。)                  系統VII (部屋排気系統)、系統VIII (局所排気系統) 及び系統VII系統VIII (給気系統) のダクトの耐震補強のため、ダクトの支持構造物の支持位置及び構造の変更を行う。</p> <p>③防火ダンパーの新設・更新 (仕様を本表 (別表2) に示す。)                  火災によるウラン粉末の漏えいを防止するため、下記位置に設置する防火ダンパーを新設又は更新する。                  ・第1種管理区域の火災区域境界貫通部                  ・局所排気系統において、排風機側に設置する2段目の高性能エアフィルタに接続するダクトの火災区域境界貫通部</p> <p>④金属製カバーの設置 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。)                  火災による損傷の防止対策として、フィルタユニット (設備排気用) に金属製のカバーを設置する。</p> <p>⑤ダンパー開度異常時インターロックの追加 (仕様を本表 (別表2) に示す。)                  閉じ込めダンパーに開度監視用のコントロールモータを開閉センサー付に更新し、排風機及び給気ファンの起動時の制御に閉じ込めダンパーの開動作検知を追加する。</p> <p>⑥不要機器の撤去 (位置を図ト-2P設-2-4-1に示す。)                  連続焼結炉 No.2-1 に接続している系統VIII (局所排気系統) ダクト上の老朽化した不要な熱交換器を撤去する。</p> <p>⑦差圧計の改造                  監視機能及び警報機能の最適化のため、各室の負圧制御盤 (警報盤) に移報機能を追加し、第2-2ペレット室の負圧制御盤 (警報盤) に移報信号を集約する。</p> <p>⑧フレキシブルダクトの追加・変更                  系統VIII (局所排気系統) のダクトと接続している設備・機器との間に設けるフレキシブルダクトについて追加、又は位置の変更を行う。</p>												
<p>設置場所</p>	<p>第2加工棟                  (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)</p>												
<p>員数</p>	<p>1式                  (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)</p>												
<p>一般仕様</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="233 1451 296 1485"> <p>型式</p> </td> <td data-bbox="296 1451 1407 1485"> <p>各構成設備・機器の型式を本表 (別表1) に示す。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1485 296 1518"> <p>主要な構造材</p> </td> <td data-bbox="296 1485 1407 1518"> <p>各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表1) に示す。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1518 296 1552"> <p>寸法 (単位: mm)</p> </td> <td data-bbox="296 1518 1407 1552"> <p>各構成設備・機器の寸法を本表 (別表1) に示す。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1552 296 1585"> <p>その他の構成機器</p> </td> <td data-bbox="296 1552 1407 1585"> <p>各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表1) に示す。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1585 296 1619"> <p>その他の性能</p> </td> <td data-bbox="296 1585 1407 1619"> <p>各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表1) に示す。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1619 296 1653"> <p>核燃料物質の状態</p> </td> <td data-bbox="296 1619 1407 1653"> <p>—</p> </td> </tr> </table>	<p>型式</p>	<p>各構成設備・機器の型式を本表 (別表1) に示す。</p>	<p>主要な構造材</p>	<p>各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表1) に示す。</p>	<p>寸法 (単位: mm)</p>	<p>各構成設備・機器の寸法を本表 (別表1) に示す。</p>	<p>その他の構成機器</p>	<p>各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表1) に示す。</p>	<p>その他の性能</p>	<p>各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表1) に示す。</p>	<p>核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>
<p>型式</p>	<p>各構成設備・機器の型式を本表 (別表1) に示す。</p>												
<p>主要な構造材</p>	<p>各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表1) に示す。</p>												
<p>寸法 (単位: mm)</p>	<p>各構成設備・機器の寸法を本表 (別表1) に示す。</p>												
<p>その他の構成機器</p>	<p>各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表1) に示す。</p>												
<p>その他の性能</p>	<p>各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表1) に示す。</p>												
<p>核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>												
<p>技術基準に基づく仕様</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="233 1653 296 1686"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> </td> <td data-bbox="296 1653 1407 1686"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1686 296 1809"> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> </td> <td data-bbox="296 1686 1407 1809"> <p>[5.1-F1]                  安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1809 296 2060"> <p>地震による損傷の防止</p> </td> <td data-bbox="296 1809 1407 2060"> <p>[6.1-F1]                  ○ダクト、フィルタユニット (設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー                  下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。                  耐震重要度分類 第1類:                  損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー</p> </td> </tr> </table>	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>—</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-F1]                  安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-F1]                  ○ダクト、フィルタユニット (設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー                  下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。                  耐震重要度分類 第1類:                  損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー</p>						
<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>—</p>												
<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-F1]                  安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。</p>												
<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-F1]                  ○ダクト、フィルタユニット (設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー                  下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。                  耐震重要度分類 第1類:                  損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー</p>												

表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>耐震重要度分類 第2類： フィルタユニット（設備排気用）から排風機までの区間</p> <p>耐震重要度分類 第3類： 上記以外の区間</p> <p>{6026}ダクト、{6027}ダクト、{6047-4}ダクト、{6019}フィルタユニット（設備排気用）、{6034}閉じ込め弁、{6035}閉じ込め弁、{6036-4}閉じ込め弁、{6043}閉じ込めダンパー、{6043-2}閉じ込めダンパー（ワンスルー運転切替用）、{6043-3}閉じ込めダンパー（リサイクル運転切替用）、{6044}閉じ込めダンパー、{6045-4}閉じ込めダンパー、{8045}防火ダンパー</p> <p>各区間によるダクト類の耐震重要度分類を図ト-2 P設-2-4-1に示す。</p> <p>○上記以外の構成設備・機器 下記設備・機器を耐震重要度分類 第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>{6007}排風機 (307-F)                    {6008}排風機 (308-F)                    {6015}フィルタユニット (FU-407)                    {6016}フィルタユニット (FU-408)  </p> <p>M6 以上のアンカーボルトで壁等に固定する。 {6048-4}差圧計</p> <p>下記設備・機器を耐震重要度分類 第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6046-4}給気ユニット (204AC)</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(生物学的事象) [8.1-F4] 給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線にはシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 制御盤の筐体には金属製を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。</p>

表トー2P設ー2ー4 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。          ○送排風機の起動停止インターロック          (起動時)          ・局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ファンを起動する。          (停止時)          ・給気系統の給気ファンの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。</p> <p>第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25 m)から屋外に放出する。</p> <p>[10.1-F6]          第1種管理区域においてウラン粉末を囲い式フードで取り扱う系統及び設備・機器には局所排気系統を接続し、囲い式フードの内部を室内の圧力に対して9.8 Pa (1 mm 水柱)以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持する。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1]          気体廃棄設備を構成する主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表(別表1)に示す。</p> <p>[11.3-F2]          配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3]          フィルタユニットのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。</p> <p>火災による損傷により、第1種管理区域の排気が同区域外へ漏えいすることを防止するため、第1種管理区域の火災区域を貫通するダクトには{8045}防火ダンパーを設置する。          また、局所排気系統については、火災の延焼防止及び可燃性ガスを取り扱う設備の爆発による影響を軽減するため、{6016}フィルタユニット(FU-408)を{6019}フィルタユニット(設備排気用)と異なる火災区域に設置し、接続するダクトの火災区域貫通部には防火ダンパーを設置することで、{6016}フィルタユニット(FU-408)の閉じ込めの機能を維持する。</p> <p>[11.3-B2]          次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。          ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。          ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。          ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p> <p>[11.5-F1]          可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備 No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第2加工棟の容積：約<math>1.3 \times 10^4 \text{ m}^3</math>          気体廃棄設備 No.1全体の排気能力：<math>1.3 \times 10^5 \text{ m}^3/\text{時}</math>以上</p>

表トー2 P設-2-4 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 気体廃棄設備及びこれらの制御盤は、設置場所で想定する没水水位に対して導通部を高い位置に設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする。</p> <p>[12.1-F4] 閉じ込めの機能の維持のため、第2排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設置する。 遮水板の配置図を図リ-他-13(1)に示す。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 {6007}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)、{6008}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F) が停止し、第1種管理区域内の空気中のウランが建物外に漏えいすることを想定した設計基準事故において、第1種管理区域内の負圧の低下は、安全機能を有する施設の位置、構造、強度等に影響を与えず、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1] 第1種管理区域の室内の負圧を{6048-4}差圧計によって監視し、差圧計が-19.6 Pa よりも正圧を検知した場合、警報盤から自動的に警報を発報する。 差圧計及び警報盤の位置を図ト-2 P設-2-4-3に示す。</p> <p>[18.2-F1] 第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。 ○送排風機の起動停止インターロック (起動時) ・局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ユニットを起動する。 (停止時) ・給気系統の給気ユニットの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。</p> <p>給気系統と排気系統の起動停止インターロックに係る系統図を図ト-2 P設-2-4-4(1)に示す。</p> <p>操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、送排風機異常時、ダンパー開度異常時及び室内負圧異常時に対して下記インターロックを設ける。</p>

表ト-2P設-2-4 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様

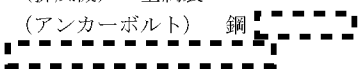

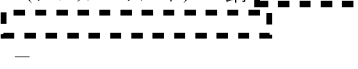


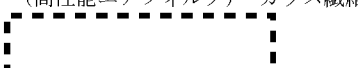
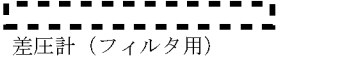
技術基準に基づく仕様	<p>警報設備等</p>	<p>○送排風機異常時インターロック 送排風機異常時には、第1種管理区域の室内が正圧になることを防止する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止としてフード内が室内よりも正圧になることを防止する。 (局所排気系統の排風機異常時) ・局所排気系統の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。 ・部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 (部屋排気系統の排風機異常時) ・部屋排気系統の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。 ・給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 (給気系統の給気ユニット異常時) ・給気系統の給気ユニットの故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p> <p>給気系統と排気系統の送排風機異常時インターロックに係る系統図を図ト-2P設-2-4-4(2)に示す。</p> <p>○ダンパー開度異常時インターロック (局所排気系統の起動後) ・部屋排気系統の排風機は、局所排気系統の排風機の運転及び局所排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。 (部屋排気系統の起動後) ・給気ユニットは、部屋排気系統の排風機の運転及び部屋排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。</p> <p>給気系統と排気系統のダンパー開度異常時インターロックに係る系統図を図ト-2P設-2-4-4(3)に示す。</p> <p>○室内負圧異常時インターロック ・室内負圧を監視している差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、給気系統の給気ユニットの運転を停止するとともに同給気系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p> <p>給気系統と排気系統の室内負圧異常時インターロックに係る系統図を図ト-2P設-2-4-4(4)に示す。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約 25m)から屋外に放出する。なお、系統VII(部屋排気系統)においては、高性能エアフィルタにより処理した部屋排気を、各部屋内に再循環給気してリサイクルする系統を備える。</p> <p>[20.1-F3] 部屋排気系統及び局所排気系統に、{6015}フィルタユニット(FU-407)及び{6016}フィルタユニット(FU-408)を設置するとともに、局所排気系統のうち、ウラン粉末を非密封で取り扱う設備からの排気ダクトには{6019}フィルタユニット(設備排気用)を設置することにより、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるよう過し、放出することで公衆の被ばく線量を十分に低減する。</p> <p>フィルタユニットの高性能エアフィルタ捕集効率： 99.97%以上(DOP法)</p>






表ト-2P設-2-4 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F4] ダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。  [20.1-F5] フィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)は内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。							
	核燃料物質等による汚染の防止	—							
	遮蔽	—							
	換気設備	[23.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備 No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。  第2加工棟の容積：約 $1.3 \times 10^4 \text{ m}^3$ 気体廃棄設備 No.1全体の排気能力： $1.3 \times 10^5 \text{ m}^3/\text{時}$ 以上  屋外との境界部に排風機及び給気ユニットの運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設けることにより、放射性気体廃棄物の逆流による屋外への拡散を防止するとともに、排気経路に放射性物質を十分に除去可能なフィルタユニットを設けることにより換気経路を確保する。  [23.1-F2] フィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。							
非常用電源設備	[24.2-F2] {6008}排風機(308-F)は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも負圧を維持し系統の閉じ込めの機能を確保する。  以上を次表に示す。(○：該当、—：該当なし) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">設備・機器名称 機器名</th> <th style="width: 15%;">バッテリーに 接続</th> <th style="width: 15%;">非常用電源 設備に接続</th> <th style="width: 30%;">設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ(局所排気系統) 排風機(308-F)</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 非常用電源設備 系統図を図リ-他-11(8)に示す。	設備・機器名称 機器名	バッテリーに 接続	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ(局所排気系統) 排風機(308-F)	—	○	—
設備・機器名称 機器名	バッテリーに 接続	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作						
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ(局所排気系統) 排風機(308-F)	—	○	—						
通信連絡設備	—								
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。  [99-F7] F3 竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置しているダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界に設けている防火ダンパーを手動で閉止する措置を講じる。								
添付図	図ト-2P設-1、図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-1-2、図ト-2P設-2-4-1、図ト-2P設-2-4-2、図ト-2P設-2-4-3、図ト-2P設-2-4-4、図リ-他-11、図リ-他-13								


表ト-2 P設-2-4 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統)  
構成設備・機器 仕様


設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6007}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6008}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6015}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	第2加工棟 第2フィルタ室	4台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6016}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	第2加工棟 第2フィルタ室	3台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6019}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	第2加工棟 系統VIII	4台	型式 : セルフコンテンド型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (据付ボルト) 鋼 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) 高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6026}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) ダクト	第2加工棟 系統VII	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6027}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) ダクト	第2加工棟 系統VIII	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼、 ステンレス鋼 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -

表ト-2 P設-2-4 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統)  
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6034}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統VII	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6035}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統VIII	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6036-4}気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気 系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6043}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 系統VII	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6043-2}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系 統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替 用)	第2加工棟 系統VII	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6043-3}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系 統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替 用)	第2加工棟 系統VII	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6044}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 系統VIII	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6045-4}気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気 系統) 閉じ込めダンパ ー	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6046-4}気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気 系統) 給気ユニット (204AC)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : フィルタチャンバ型 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 給気能力  m <sup>3</sup> /時
{6047-4}気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気 系統) ダクト	第2加工棟 給気系統	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼  寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 可変風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -





表ト-2 P設-2-4 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統)  
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6048-4} 気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII 差圧計	第2加工棟	5 台	型式 : 電子式差圧発信器 (微差圧用) 主要な構造材 : (差圧計) 金属製 (アンカーボルト) ステンレス鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : デジタル指示調節計 その他の性能 : レンジ 0~100 Pa
{8045} 緊急設備 防火ダンパー	第2加工棟	13 台 <sup>(1)</sup>	型式 : 温度ヒューズ式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : 温度ヒューズ溶断温度 公称 72°C 日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品


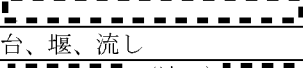


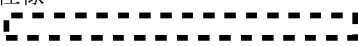
\*以上の強度を有する材料

(1) 本系統内に設置されている台数

表ト-2 P設-2-4 (別表2) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の  
改造の仕様

改造項目	対象機器名	使用材料	員数	対応図
①ダクトのルート変更	{6026}ダクト {6027}ダクト {6047-4}ダクト {6019}フィルタユニット (設備排気用)	(ダクト) 鋼  (フィルタユニット) 難燃合板 (※改造④で金属カバーを設置する)	1 式	図ト-2 P設-2-4-5
②ダクト支持構造物の改造	{6026}ダクト {6027}ダクト {6047-4}ダクト	(支持構造物)  (アンカーボルト) 	1 式	-
③防火ダンパーの更新	{8045} 防火ダンパー	(防火ダンパー) 金属製、日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品	13 台	図ト-2 P設-2-4-1
④金属製カバーの設置	{6019} フィルタユニット (設備排気用)	(金属製カバー) 金属製	4 台	図ト-2 P設-2-5
⑤ダンパー開度異常時インターロックの追加	{6043} 閉じ込めダンパー {6043-2} 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) {6044} 閉じ込めダンパー {6045-4} 閉じ込めダンパー	(コントロールモーター) 金属製 (配線) 難燃ケーブル	各1台 1 式	図ト-2 P設-2-4-4
⑦差圧計の改造	{6048-4} 差圧計	(配線) 難燃ケーブル	1 式	図ト-2 P設-2-4-3
⑧フレキシブルダクトの追加・変更	{6027}ダクト	(ダクト) 鋼  (フレキシブルダクト) 金属製	1 式	-

表トー 2 P 設ー 3 - 1 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1	
変更内容	改造 (耐震補強のため、アンカーボルトの追加、部材の追加を行う。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (凝集沈殿槽)  (架台) 
	その他の構成機器	液面高検知器、架台、堰、流し
	その他の性能	保有水量: (本体)  (流し) 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 架台を、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。 凝集沈殿槽 No. 1 を架台に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 架台をアンカーボルトで床面に固定する。 凝集沈殿槽 No. 1 を据付ボルトで架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ一他ー 1 (3 / 1 1) に示す。  また、建物の壁及び{6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。 ○堰の仕様 ・高さ   [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表トー 2 P 設- 3 - 1 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 2 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図トー 2 P 設- 3 - 3、図リ-他- 6

表トー 2 P 設ー 3ー 2 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6082} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2ー 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	保有水量: [REDACTED]
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 凝集沈殿槽 No. 2 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他ー 1 ( 3 / 1 1 ) に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表トー 2 P 設ー 3ー 2 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11. 3-B2]</p> <p>次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	<p>[18. 1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 2 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	<p>[20. 1-F3]</p> <p>当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。</p>	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図トー 2 P 設ー 1ー 1、図トー 2 P 設ー 3ー 1、図トー 2 P 設ー 3ー 2、図リー他ー 6	



表トー 2 P 設ー 3 - 3 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6083} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	保有水量: [REDACTED]
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 凝集沈殿槽 No. 3 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他ー 1 ( 3 / 1 1 ) に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表トー 2 P 設- 3 - 3 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 2 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ-他- 6


表トー 2 P 設ー 3ー 4 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6084} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2ー 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	保有水量: [REDACTED]
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 凝集沈殿槽 No. 4 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他ー 1 ( 3 / 1 1 ) に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表トー 2 P 設- 3 - 4 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11. 3-B2]</p> <p>次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	<p>[18. 1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 2 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	<p>[20. 1-F3]</p> <p>当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。</p>	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ-他- 6	


表トー 2 P 設ー 3ー 5 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6087} 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	無孔バスケット型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心分離機 No. 1 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
安全避難通路等	—	

表ト-2 P設-3-5 第1 廃液処理設備 遠心分離機 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-3-1、図ト-2 P設-3-2	

表トー 2 P 設ー 3 - 6 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 2 仕様


許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6088} 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	無孔バスケット型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
核燃料物質の状態	液体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心分離機 No. 2 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
安全避難通路等	—	

表ト-2 P設-3-6 第1 廃液処理設備 遠心分離機 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-3-1、図ト-2 P設-3-2	




表トー 2 P 設ー 3ー 7 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6089} 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 3	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	無孔バスケット型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心分離機 No. 3 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
安全避難通路等	—	

表ト-2 P設-3-7 第1 廃液処理設備 遠心分離機 No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-3-1、図ト-2 P設-3-2	


表トー 2 P 設ー 3 - 8 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 4 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6090} 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 4	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	無孔バスケット型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心分離機 No. 4 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。		
加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
安全避難通路等	—	

表ト-2 P設-3-8 第1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 4 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-3-1、図ト-2 P設-3-2	


表トー 2 P 設ー 3ー 9 第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6091} 第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	有孔バスケット型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心ろ過機 No. 1 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
安全避難通路等	—	

表ト-2 P設-3-9 第1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-3-1、図ト-2 P設-3-2	

表トー 2 P 設 - 3 - 1 0 第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2 仕様



許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6092} 第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	有孔バスケット型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
核燃料物質の状態	液体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心ろ過機 No. 2 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
安全避難通路等	—	

表ト-2 P設-3-10 第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-3-1、図ト-2 P設-3-2	



表トー 2 P 設ー 3 - 1 1 第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6093} 第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 ろ過水槽 No. 1 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ一他一 1 ( 3 / 1 1 ) に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表トー 2 P 設- 3 - 1 1 第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 1 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ-他- 6



表トー 2 P 設- 3 - 1 2 第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6094} 第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: [REDACTED]
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 ろ過水槽 No. 2 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他- 1 ( 3 / 1 1 ) に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。	

表トー 2 P 設- 3 - 1 2 第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 1 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ-他- 6

表トー 2 P 設- 3 - 1 3 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6095} 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 処理水槽 No. 1 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他- 1 ( 3 / 1 1 ) に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。	

表トー 2 P 設- 3 - 1 3 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 4 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ-他- 6

表トー 2 P 設- 3 - 1 4 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 2 仕様



許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6096} 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: ██████████
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: ██████████
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 処理水槽 No. 2 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他- 1 ( 3 / 1 1 ) に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。	

表トー 2 P 設- 3 - 1 4 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 4 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ-他- 6





表トー 2 P 設- 3 - 1 5 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6097} 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 3	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 処理水槽 No. 3 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他- 1 ( 3 / 1 1 ) に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。	

表トー 2 P 設- 3 - 1 5 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 3 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 4 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ-他- 6

表トー 2 P 設- 3 - 1 6 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6098} 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 処理水槽 No. 4 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他- 1 ( 3 / 1 1 ) に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表トー 2 P 設- 3 - 1 6 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 4 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ-他- 6


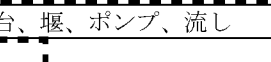


表ト-2 P設-3-17 第1 廃液処理設備 配管 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6099} 第 1 廃液処理設備 配管	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 ペレット室	
員数	1 式	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 建屋又は架台にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2 P設-3-17 第1 廃液処理設備 配管 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-3	

表ト-2 P 設-4-1 分析廃液処理設備 反応槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 分析廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6100} 分析廃液処理設備 反応槽	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼、ポリ塩化ビニル
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (反応槽)  (架台) 
	その他の構成機器	液面高検知器、架台、堰、ポンプ、流し
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 架台を、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。 反応槽を架台に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 架台をアンカーボルトで床面に固定する。 反応槽を据付ボルトで架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  また、建物の壁及び{6100} 分析廃液処理設備 反応槽 堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。 ○堰の仕様 ・高さ   [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するポリ塩化ビニルを用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ト-2 P設-4-1 分析廃液処理設備 反応槽 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1台  溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ4cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-4-1、図ト-2 P設-4-2、図リ-他-6



表トー 2 P 設- 4- 2 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 分析廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6100-2} 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: [REDACTED]
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6100} 分析廃液処理設備 反応槽 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 ろ過水貯槽を据付ボルトで {6100} 分析廃液処理設備 反応槽 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他- 1 (3 / 1 1) に示す。  また、建物の壁及び {6100} 分析廃液処理設備 反応槽 堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表トー 2 P 設- 4- 2 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 2 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1- 1、図トー 2 P 設- 4- 1、図トー 2 P 設- 4- 2、図リ- 他- 6

表トー 2 P 設 - 4 - 3 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 分析廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6101} 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最高使用温度: [REDACTED]
	核燃料物質の状態	スラッジ
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	

表ト-2 P設-4-3 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物に対し、乾燥させた後、放射性固体廃棄物として取り扱う。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-4-1、図ト-2 P設-4-3	


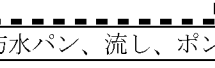

表トー 2 P 設- 4 - 4 分析廃液処理設備 配管 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 分析廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6102} 分析廃液処理設備 配管	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 式	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 建屋又は架台にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表トー 2 P 設- 4 - 4 分析廃液処理設備 配管 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図トー 2 P 設- 1 - 3	

表トー 2 P 設 - 5 - 1 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	開発室廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6103} 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (凝集沈殿槽)  (架台) 
	その他の構成機器	液面高検知器、架台、防水パン、流し、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 架台を、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。 凝集沈殿槽を架台に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 架台をアンカーボルトで床面に固定する。 凝集沈殿槽を据付ボルトで架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体の漏えいを防止するため、防水パンを設ける。  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他-1 (3/11) に示す。  建物の壁及び {8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された溢水防護区画内に設置するにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表トー 2 P 設 - 5 - 1 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1台  溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ4cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設 - 1 - 1、図トー 2 P 設 - 5 - 1、図トー 2 P 設 - 5 - 2、図リ - 他 - 6



表トー 2 P 設 - 5 - 2 開発室廃液処理設備 遠心分離機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 開発室廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6104} 開発室廃液処理設備 遠心分離機	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ローター型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	防水パン
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6103} 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心分離機を据付ボルトで {6103} 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] ウラン粉末を含んだ液体の漏えいを防止するため、防水パンを設ける。 [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 [11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表ト-2 P設-5-2 開発室廃液処理設備 遠心分離機 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-5-1、図ト-2 P設-5-2	

表ト-2 P 設-5-3 開発室廃液処理設備 貯槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 開発室廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6105} 開発室廃液処理設備 貯槽	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	液面高検知器、防水パン、ポンプ
	その他の性能	保有水量: [REDACTED]
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体の漏えいを防止するため、防水パンを設ける。  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  建物の壁及び {8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された溢水防護区内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ト-2 P設-5-3 開発室廃液処理設備 貯槽 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B2]</p> <p>次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ3cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。</p>	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-5-1、図ト-2 P設-5-2、図リ-他-6	

表ト-2 P設-5-4 開発室廃液処理設備 配管 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	開発室廃液処理設備
設備・機器名称 機器名		{6106} 開発室廃液処理設備 配管
変更内容		改造 (溢水の拡大防止のため、配管経路を変更する。)
設置場所		第 2 加工棟 第 2 開発室
員数		1 式
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 建屋又は架台にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2 P設-5-4 開発室廃液処理設備 配管 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-3	

表ト-2 P 設-6-1 第2 廃液処理設備 集水槽 仕様



許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6107} 第 2 廃液処理設備 集水槽	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: ██████████
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: ████████
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  また、建物の壁及び {8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。

表ト-2 P設-6-1 第2廃液処理設備 集水槽 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ10 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-6-2、図リ-他-6	






表ト-2 P設-6-2 第2廃液処理設備 集水槽 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第2廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6108} 第2廃液処理設備 集水槽 No.2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 第2廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  また、建物の壁及び{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。

表ト-2 P設-6-2 第2廃液処理設備 集水槽 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ8 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p>
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-6-3、図リ-他-6	

表ト-2 P設-6-3 第2廃液処理設備 凝集槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6109} 第 2 廃液処理設備 凝集槽	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (凝集槽)  (架台) 
	その他の構成機器	液面高検知器、架台
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 架台を、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。 凝集槽を架台に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 架台をアンカーボルトで床面に固定する。 凝集槽を据付ボルトで架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  また、建物の壁及び{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。

表ト-2 P設-6-3 第2廃液処理設備 凝集槽 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ3 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p>
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-6-2、図リ-他-6	



表ト-2 P設-6-4 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6110} 第 2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	
変更内容	改造 (耐震補強のため、部材の追加を行う。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	ポンプ
	その他の性能	保有水量: [REDACTED]
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  また、建物の壁及び{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。

表ト-2 P設-6-4 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-6-2、 図ト-2 P設-6-4、図リ-他-6	

表ト-2 P設-6-5 第2廃液処理設備 タンク No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6110-2} 第 2 廃液処理設備 タンク No. 1	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  また、建物の壁及び{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。

表ト-2 P設-6-5 第2廃液処理設備 タンク No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ7 cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p>
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-6-2、図リ-他-6	





表ト-2 P設-6-6 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6111} 第 2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	
変更内容	改造 (耐震補強のため、アンカーボルトの追加、部材の追加を行う。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保有水量: [REDACTED]
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面と壁面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  また、建物の壁及び{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表ト-2 P設-6-6 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する(8052)緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-6-2、 図ト-2 P設-6-5、図リ-他-6	


表ト-2 P設-6-7 第2廃液処理設備 タンク No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6111-2} 第 2 廃液処理設備 タンク No. 2	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  また、建物の壁及び{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。

表ト-2 P設-6-7 第2廃液処理設備 タンク No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ7 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p>
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-6-2、図リ-他-6	

表トー 2 P 設- 6 - 8 第 2 廃液処理設備 加圧脱水機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6112} 第 2 廃液処理設備 加圧脱水機	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	加圧脱水型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表ト-2 P設-6-8 第2 廃液処理設備 加圧脱水機 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-6-2、	

表トー 2 P 設-6-9 第2 廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様


許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6113} 第 2 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最高使用温度: [REDACTED]
	核燃料物質の状態	スラッジ
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	

表ト-2P設-6-9 第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備を構成している。廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物に対し、乾燥させた後、放射性固体廃棄物として取り扱う。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-2、 図ト-2P設-6-6	




表トー 2 P 設- 6 - 1 0 第 2 廃液処理設備 ろ過装置 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6114} 第 2 廃液処理設備 ろ過装置 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-6-10 第2廃液処理設備 ろ過装置 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-2	



表トー 2 P 設- 6 - 1 1 第 2 廃液処理設備 ろ過装置 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6115} 第 2 廃液処理設備 ろ過装置 No. 2	
変更内容	改造 (耐震補強のため、一部不要機器の撤去を行う。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-6-11 第2廃液処理設備 ろ過装置 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-2	

表ト-2P設-6-12 第2廃液処理設備 受水槽 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6117} 第 2 廃液処理設備 受水槽 No. 1	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 移動防止用の部材で壁面から支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。  [10.1-F8] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性液体を設備に流入する供給口は設備に貯留する放射性液体廃棄物の液面に接触しない位置に配置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。

表ト-2P設-6-12 第2廃液処理設備 受水槽 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ1cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-7、図リ-他-6

表ト-2 P設-6-13 第2廃液処理設備 配管 仕様



許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6118} 第 2 廃液処理設備 配管	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、配管を更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 式	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 建屋又は架台にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2 P設-6-13 第2廃液処理設備 配管 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-3	



表トー 2 P 設 - 7 - 1 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6119} 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 移動防止用の部材で壁面から支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ - 他 - 1 ( 3 / 1 1 ) に示す。  また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。  [10. 1-F8] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性液体を設備に流入する供給口は設備に貯留する放射性液体廃棄物の液面に接触しない位置に配置する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。

表トー 2 P 設 - 7 - 1 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 22 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20. 1-F3]</p> <p>当該設備は第 2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p> <p>[20. 1-F4]</p> <p>第 2 廃液処理設備貯留設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—

表ト-2P設-7-1 第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.1 仕様

その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-7、図リ-他-6

表トー 2 P 設 - 7 - 2 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6120} 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: [REDACTED]
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 移動防止用の部材で壁面から支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ - 他 - 1 ( 3 / 1 1 ) に示す。  また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。  [10. 1-F8] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性液体を設備に流入する供給口は設備に貯留する放射性液体廃棄物の液面に接触しない位置に配置する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。



表トー 2 P 設 - 7 - 2 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 22 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20. 1-F3]</p> <p>当該設備は第 2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p> <p>[20. 1-F4]</p> <p>第 2 廃液処理設備貯留設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—

表ト-2 P設-7-2 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.2 仕様

その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-7、図リ-他-6

表ト-2 P設-7-3 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6121} 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 移動防止用の部材で壁面から支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3 / 1 1) に示す。  また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。  [10. 1-F8] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性液体を設備に流入する供給口は設備に貯留する放射性液体廃棄物の液面に接触しない位置に配置する。

表トー 2 P 設 - 7 - 3 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3 仕様



技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</p>
	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F4] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台</p> <p>溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-F1] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 22 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台</p> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
放射線管理施設	—	



表ト-2 P 設-7-3 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p> <p>[20.1-F4] 第2 廃液処理設備貯留設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P 設-1-1、図ト-2 P 設-6-1、図ト-2 P 設-7、図リ-他-6	

表トー 2 P 設 - 7 - 4 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6122} 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 移動防止用の部材で壁面から支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ - 他 - 1 ( 3 / 1 1 ) に示す。  また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。  [10. 1-F8] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性液体を設備に流入する供給口は設備に貯留する放射性液体廃棄物の液面に接触しない位置に配置する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。

表トー 2 P 設 - 7 - 4 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 22 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20. 1-F3]</p> <p>当該設備は第 2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p> <p>[20. 1-F4]</p> <p>第 2 廃液処理設備貯留設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—

表ト-2P設-7-4 第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.4 仕様

その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-7、図リ-他-6



表トー 2 P 設 - 7 - 5 第 2 廃液処理設備貯留設備 配管 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6123} 第 2 廃液処理設備貯留設備 配管	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 式	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 建屋又は架台にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表トー２P設－７－５ 第２廃液処理設備貯留設備 配管 仕様


技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第２廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第２加工棟第１種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図トー２P設－１－３	

追第2次 表ト-2-1 気体廃棄設備No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用） 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）	
	施設名称	気体廃棄設備No.1（第2加工棟） フィルタボックス <sup>(1)</sup>	
設備・機器名称 機器名	{6019-2} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）		
変更内容	部分撤去 <sup>(2)</sup> （第2加工棟第2-1作業支援室 <sup>(3)</sup> の試験開発設備を撤去することに伴い、関連する気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）のうち第2-1作業支援室 <sup>(3)</sup> 内の1台を部分撤去する。）		
設置場所	第2加工棟 第2-1作業支援室 <sup>(3)</sup>		
員数	1台		
一般仕様	型式	セルフコンテンド型	
	主要な構造材	ガラス繊維	
	寸法（単位：mm）	（プレフィルタ） 概略寸法： 	（高性能エアフィルタ） 概略寸法： 
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	—	
	核燃料物質の状態	—	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—	
	火災等による損傷の防止 <sup>(4)</sup>	—	
	安全機能を有する施設の地盤	—	
	地震による損傷の防止	—	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
	材料及び構造	—	
	閉じ込めの機能	—	
	遮蔽	—	
	換気 <sup>(5)</sup>	—	
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(4)</sup>	—	
	安全機能を有する施設	—	
	搬送設備	—	
	警報設備等	—	
	安全避難通路等	—	
	核燃料物質の貯蔵施設	—	
	廃棄施設 <sup>(5)</sup>	—	
	放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—		
通信連絡設備	—		
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。		
添付図	図ト-1-1、図ト-1-2、図ト-1-3		

- (1) 本設備・機器は部分撤去するため、加工の事業の変更許可（平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可）に基づく施設名称を記載する。
- (2) 次回以降の申請で、気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）のうち撤去しない部分のフィルタユニット（設備排気用）の耐震補強等を行い、その適合性を確認する。
- (3) 加工の事業の変更許可（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可）に基づき、第2加工棟第3開発室の部屋名称を第2加工棟第2-1作業支援室に変更する。
- (4) 本設備・機器は高所に位置しているため、その撤去跡に人が触れるおそれはない。
- (5) 当該技術基準に基づく仕様は、他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」に示す。

追第2次 表ト-2-2 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	気体廃棄設備 No.1 (第 2 加工棟) ダクト <sup>(1)</sup>
設備・機器名称 機器名	[6027-2] 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト	
変更内容	部分撤去 <sup>(2)</sup> (第 2 加工棟第 2-1 作業支援室 <sup>(3)</sup> の試験開発設備を撤去することに伴い、関連する気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクトのうち第 2 加工棟第 2-1 作業支援室 <sup>(3)</sup> 内の 1 式を部分撤去する。また、撤去しない部分のダクトとの取り合いとなる開口部に仮設の閉止板 <sup>(4)</sup> を設置する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 作業支援室 <sup>(3)</sup>	
員数	1 式	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	鋼
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止 <sup>(5)</sup>	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 <sup>(4)(6)</sup>	—
	遮蔽	—
	換気 <sup>(4)(6)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(5)</sup>	—
	安全機能を有する施設	—
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設 <sup>(4)(6)</sup>	—
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図ト-1-1、図ト-1-2、図ト-1-3、図ト-1-4、図ト-1-5	

- (1) 本設備・機器は部分撤去するため、加工の事業の変更許可 (平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可) に基づく施設名称を記載する。
- (2) 次回以降の申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行い、その適合性を確認する。
- (3) 加工の事業の変更許可 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可) に基づき、第 2 加工棟第 3 開発室の部屋名称を第 2 加工棟第 2-1 作業支援室に変更する。
- (4) 次回以降の申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行う際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性を確認する。また、当該ダクトを含めた気体廃棄設備 No.1 全体の適合性を確認する。なお、本申請では、ダクトを部分撤去した後においても気体廃棄設備 No.1 は施設の維持管理に不可欠な活動として運転を継続することから、当該ダクトを含めた気体廃棄設備 No.1 の安全機能を維持するための措置を講じる (外観、系統、室内負圧、処理能力)。
- (5) 本設備・機器は、高所に位置しているため、その撤去跡に人が触れるおそれはない。
- (6) 当該技術基準に基づく仕様は、他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」に示す。



追第3次 表ト-2-1 保管廃棄設備 〰〰〰〰〰〰〰〰 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6155} 保管廃棄設備 〰〰〰〰〰〰〰〰 廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (保管廃棄能力を 〰〰〰〰〰〰〰〰 に変更する。(保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。))	
設置場所	第 1 加工棟 〰〰〰〰〰〰〰〰	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 〰〰〰〰〰〰〰〰
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : 〰〰〰〰〰〰〰〰 ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 〰〰〰〰〰〰〰〰 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 〰〰〰〰〰〰〰〰 の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

追第3次 表ト-2-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1]                      保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1]                      保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5]                      200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。                      大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

追第3次 表ト-2-2 保管廃棄設備 〰〰〰〰〰〰 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6156} 保管廃棄設備 〰〰〰〰〰〰 廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (廃棄物保管区域の形状を変更する。) ①保管区域の形状変更	
設置場所	第 1 加工棟 〰〰〰〰〰〰	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 〰〰〰〰〰〰
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : 〰〰〰〰〰〰 ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 〰〰〰〰〰〰 廃棄物保管区域を床面にペイント で明示する。 〰〰〰〰〰〰 の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14. 2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

追第3次 表ト-2-2 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1]                  保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1]                  保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5]                  200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

追第3次 表ト-2-3 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6157} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 :
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、2 段積み以下) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

追第3次 表ト-2-3 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

追第3次 表ト-2-4 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6158} 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟 ██████████	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : ██████████
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ██████████ ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 ██████████ 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 ██████████ の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

追第3次 表ト-2-4 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置を含む。）を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	



追第3次 表ト-2-5 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6159} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (廃棄物保管区域の形状を変更する。) ①保管区域の形状変更	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 :
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、2 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 ) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

追第3次 表ト-2-5 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1]                  保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1]                  保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5]                  200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。                  大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

追第3次 表ト-2-6 保管廃棄設備 〇〇〇〇〇〇〇〇 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6160} 保管廃棄設備 〇〇〇〇〇〇〇〇 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟 〇〇〇〇〇〇〇〇	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 〇〇〇〇〇〇〇〇
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : 〇〇〇〇〇〇〇〇 ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 〇〇〇〇〇〇〇〇 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 〇〇〇〇〇〇〇〇 の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

追第3次 表ト-2-6 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

追第3次 表ト-2-7 保管廃棄設備 [redacted] 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6161} 保管廃棄設備 [redacted] 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟 [redacted]	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : [redacted]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : [redacted] ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 [redacted] 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 [redacted] の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の床に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

追第3次 表ト-2-7 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1]                      保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1]                      保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5]                      200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

追第3次 表ト-2-8 保管廃棄設備 [ ] 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6162} 保管廃棄設備 [ ] 廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (保管廃棄能力を [ ] に変更する。(保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。))	
設置場所	第 1 加工棟 [ ]	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : [ ]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : [ ] ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 [ ] 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 [ ] の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

追第3次 表ト-2-8 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	



追第3次 表ト-2-9 保管廃棄設備 [ ] 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6163} 保管廃棄設備 [ ] 廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (保管廃棄能力を [ ] に変更する。(保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。))	
設置場所	第 1 加工棟 [ ]	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : [ ]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : [ ] ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 [ ] 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 [ ] の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	





追第3次 表ト-2-9 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	施設名称	第1廃棄物貯蔵棟 所内通信連絡設備 自動火災報知設備 消火器 避難通路 非常用照明、誘導灯 防護壁又は防護柵 漏水検知器 遮水板 堰、密閉構造扉	(付属設備) {8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) {8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) {8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) {8010-2} 消火設備 消火器 {8031} 緊急設備 避難通路 {8032} 緊急設備 非常用照明 {8032-2} 緊急設備 誘導灯 {8055} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1 防 護壁) {8056} 緊急設備 漏水検知器 {8065-2} 緊急設備 遮水板 {8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉
建物・構築物の区分	本体、付属設備		
変更内容	(本体) 改造 新規制基準に適合させるために、第1廃棄物貯蔵棟に以下の改造を行う。 また、第1廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様を別表ト-W1建-1-6及び図 ト-W1建-24に、改造工事完了後の第1廃棄物貯蔵棟の安全機能を有 する部位の位置、構造 (材料、厚さ) を図ト-W1建-25に示す。  ①外部扉の改造 <sup>(1)</sup> (仕様を別表ト-W1建-1-1に示す。) 設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s。以下「F1 竜巻」という。) による損 傷の防止対策として既設の外部に面した鋼製扉 (以下「外部扉」という。) を F1 竜巻による風荷重に耐える強度を有した扉 (以下「F1 竜巻対策扉」 という。) に改造する。 ②W1 防護壁の新設 (仕様を別表ト-W1建-1-2に示す。) 第1廃棄物貯蔵棟1階東面の大扉を F1 竜巻による飛来物 (以下「F1 飛来物」という) の衝撃荷重から防護するために、鉄筋コンクリート造 の {8055} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1 防護壁) を屋外に新設する。 ③火災区画等の改造 (仕様を別表ト-W1建-1-3に示す。) 火災区域W1は、当該火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域 (第2種管理区域又は非管理区域) が存在するため、第1種管理区域と それ以外の区域を別の火災区画に設定し、火災区画上の扉を防火戸に改 造する。 ④グレーチング及び扉の改造 (仕様を別表ト-W1建-1-4に示す。) 内部溢水対策として、溢水を受ける地下貯槽ピットへの流入する経路 としてグレーチングを設置する。また、既設扉を密閉構造扉 (以下「エ アタイト扉 (PAT 仕様)」という。) に改造する。  (付属設備) 付属設備については、リ. その他の加工施設の項で示す。		
設置場所	第1廃棄物貯蔵棟 (第1廃棄物貯蔵棟の位置を図ト-1-1-1に示す。)		

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

員数	(建物) 1 (付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)	
一般仕様	型式	鉄筋コンクリート造、3階建て(一部中2階付き) (付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)
	主要な構造材	(建物) 別表ト-W1建-1-1~別表ト-W1建-1-6に示す。
	寸法(単位:mm)	(建物) 概略寸法：  建築面積 : 約 260 m <sup>2</sup> 延べ床面積 : 約 830 m <sup>2</sup> 床面積 : 1 階 約 245 m <sup>2</sup> 中 2階 約 90 m <sup>2</sup> 2 階 約 247 m <sup>2</sup> 3 階 約 248 m <sup>2</sup>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-B1]</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟(本体)の基礎構造は杭基礎とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第1廃棄物貯蔵棟を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>また、杭基礎の支持層は、N値30以上の洪積層である大阪層群とする。</p> <p><b>【杭】</b></p> <p>○杭仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 N値30以上の洪積層(粘土層)に杭で支持させる。</li> <li>・杭材料 </li> <li>・杭先端深さ 約 GL-15 m</li> <li>・杭配置 図ト-W1建-26(1)</li> <li>・土質柱状図 図ト-W1建-7</li> </ul> <p>第1廃棄物貯蔵棟の1階の床は1-2通り間/C-D通り間を除いて土間コンクリートを採用しており、平板載荷試験にて十分な支持力があることを確認した表層地盤に支持させる。</p> <p><b>【土間コンクリート】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持                      長期  kN/m<sup>2</sup> 短期  kN/m<sup>2</sup></li> <li>・地盤種別 表層近くの人工盛土(粘土層及び砂層)</li> </ul> <p>{8055}緊急設備 防護壁又は防護柵(W1防護壁)は直接基礎とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、{8055}緊急設備 防護壁又は防護柵(W1防護壁)を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>○支持地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 N値10以上の洪積層(礫混り粘土質砂層)に、直接基礎(べた基礎)で支持させる。</li> <li>・支持層深さ 約 GL-1.6 m</li> <li>・土質柱状図 図ト-W1建-13(1)</li> <li>・詳細図 図ト-W1建-13(2)</li> </ul> <p>{8064-2}緊急設備 堰、密閉構造扉は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟に設ける。</p>



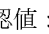

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-F1]                  以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟に設ける。                  ・{8007-3}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））                  ・{8007-14}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））                  ・{8009-2}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）                  ・{8009-12}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）                  ・{8031}緊急設備 避難通路                  ・{8032}緊急設備 非常用照明                  ・{8032-2}緊急設備 誘導灯                  ・{8056}緊急設備 漏水検知器                  ・{8065-2}緊急設備 遮水板</p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-B1]                  第1廃棄物貯蔵棟の耐震重要度分類は第2類とする。                  第1廃棄物貯蔵棟は、以下に示す一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。                  位置、構造、寸法、材料を別表ト-W1建-5、図ト-W1建-8及び図ト-W1建-26～図ト-W1建-28に示す。                   ○一次設計                  常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。<sup>(2)</sup>                   ○二次設計                  建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第1廃棄物貯蔵棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る。<sup>(3)</sup>                   {8055}緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）は耐震重要度分類を第1廃棄物貯蔵棟と同じ第2類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。                  位置、構造、寸法、材料を別表ト-W1建-1-2、図ト-1-1-1、図ト-W1建-13（2）及び図ト-W1建-13（3）に示す。                   [6.1-F1]                  以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、第1廃棄物貯蔵棟にボルト等で固定する。                  ・{8007-3}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））                  ・{8007-14}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））                  ・{8009-2}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）                  ・{8009-12}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）                  ・{8032}緊急設備 非常用照明                  ・{8032-2}緊急設備 誘導灯                   {8056}緊急設備 漏水検知器は、耐震重要度分類を第2類とし、第1廃棄物貯蔵棟の壁にM6以上のアンカーボルトで固定する。（検知帯は除く。）                   {8065-2}緊急設備 遮水板は、被水からの防護対象となる設備・機器近傍の溢水源となり得る配管に設置し、当該配管と同じ耐震重要度分類とする。</p>

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	第1廃棄物貯蔵棟に付属する設備のうち、耐震重要度分類第3類の設備は、耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するおそれがあるが、第1廃棄物貯蔵棟の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、第1廃棄物貯蔵棟と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。
	津波による損傷の防止	— <sup>(4)</sup>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻) [8.1-B2] 第1廃棄物貯蔵棟は、F1竜巻荷重を上回る保有水平耐力を確保する。 また、局部評価として、第1廃棄物貯蔵棟のF1竜巻に対する安全機能を有する部位（以下「F1竜巻防護境界」という。）の外壁、屋根は、単位面積当たりの短期許容荷重がF1竜巻荷重を上回り、F1飛来物が到達する可能性のある部分については、F1飛来物の貫通限界厚さ以上の厚さを確保する。 F1竜巻防護境界の扉はF1竜巻対策扉とするとともに、F1飛来物が到達する可能性のある東面1階のF1竜巻対策扉の前には{8055}緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）を設け、F1飛来物の衝撃荷重からF1竜巻対策扉を防護する。 第1廃棄物貯蔵棟建物本体における位置、構造、寸法、材料を別表ト-W1建-1-1、別表ト-W1建-1-5、図ト-W1建-9～図ト-W1建-12及び図ト-W1建-26～図ト-W1建-28に示す。</p> <p>○{8055}緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 配置を図ト-W1建-9に示す。</li> <li>・構造・寸法 構造・寸法を図ト-W1建-13に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表ト-W1建-1-2に示す。</li> </ul> <p>(落雷) —<sup>(5)</sup></p> <p>(極低温（凍結）) —<sup>(6)</sup></p> <p>(火山活動（降下火砕物）) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度1.5 g/cm<sup>3</sup>とした降下火砕物の厚さ12 cm分の重量に耐える。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定める29 cmの積雪に耐える。</p> <p>(生物学的事象) [8.1-F4] {6079}気体廃棄設備 No.2 系統1系統2系統3系統4（給気系統）ダクトの給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。 {6079}気体廃棄設備 No.2 系統1系統2系統3系統4（給気系統）ダクトの仕様を表ト-W1設-2-1に示す。</p> <p>(航空機落下) —<sup>(7)</sup></p>

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発))<sup>(8)</sup>                  [8.1-B5] [8.2-B2]                  原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、想定する森林火災、近隣工場等の火災の火災源に対する離隔距離が危険距離以上とする。また、想定する近隣工場等の爆発の爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上とするか、一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する。                  防護対象施設と想定する火災源、爆発源の位置関係を図ト-W1建-15～図ト-W1建-18に示す。                   (電磁的障害)                  —<sup>(9)</sup>                   (交通事故 (自動車))                  —<sup>(10)</sup></p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-B1]                  加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。                  管理区域を設定する加工施設の建物へのIDカードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。                  手順に基づく承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。                  周辺監視区域への立入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。                  第1廃棄物貯蔵棟は、別表ト-W1建-1-5に示す材料を用いて、図ト-W1建-23に示すとおり鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。                  図ト-W1建-6に示す管理区域入口において、管理区域を設定する加工施設の建物への人の出入りを監視する。</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-B1]                  線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域 (第2種管理区域) とそうでない区域 (第1種管理区域) とに区分する。                  第1廃棄物貯蔵棟の管理区域区分を図ト-W1建-6に示す。                   [10.1-B2]                  第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の床及び壁 (地下貯槽ピットの床、壁を含む。) であって人が触れるおそれのある部分 (床面からの高さ2 mまで) は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料<sup>(11)</sup>で仕上げる。                   第1廃棄物貯蔵棟には、液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器を設置するための場所として、建物の壁、堰 ( {8051} 堰、密閉構造扉) 及び建物の段差構造による堰で囲まれた液溜を設け、また、液体状の核燃料物質等を周囲の床面より低い位置に設置するための地下貯槽ピットを設ける。                  ○堰 ( {8064-2} 堰、密閉構造扉) の高さ                  ・既設溢水対策1 堰 :  mm                  ・既設溢水対策2 堰 :  mm                  ○建物の段差構造による堰                  ・堰 :  mm (設計確認値 :  mm以上)                  液溜の位置、構造、寸法を図ト-W1建-21に示す。</p>

表ト-W1 建-1 第1 廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>○地下貯槽ピット 地下貯槽ピットの位置、構造、寸法を図ト-W1 建-2 2 (4)～図ト-W1 建-2 2 (6)</p> <p>なお、第1 廃棄物貯蔵棟の第1 種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-B3] 第1 廃棄物貯蔵棟は、耐腐食性を有する鉄筋コンクリート造の建物とすることで漏えいの少ない構造とし、第1 種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止する。</p> <p>[10.1-F4] 第1 廃棄物貯蔵棟の第1 種管理区域の室は、{6049}～{6054} 気体廃棄設備 No.2 排風機により、室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持する。 {6049}～{6054} 気体廃棄設備 No.2 排風機の仕様は、表ト-W1 設-2-1、{6080} 差圧計及び警報盤の位置を図ト-W1 設-2-3 に示す。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-F1] 第1 廃棄物貯蔵棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>{8010-2} 消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度を見込んだ数の粉末消火器を、防火対象物の各部分から歩行距離 20 m 以下となるように配置する<sup>(12)</sup>。固定金具等により転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数 ({8010-2} 消火設備 消火器) ・ABC 粉末消火器 10 型 : 21 本 ・二酸化炭素消火器 : 1 本</p> <p>{8010-2} 消火設備 消火器の配置を図リ-他-1 (5)、図リ-他-1 (6) に示す。</p> <p>{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して、屋外に設置する。{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に 2 台配置する。 {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプの仕様を表リ-他-3 に示す。</p> <p>[11.1-F2] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) を設置する。{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離 50 m 以下となるように配置する。 火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別により消防法施行令第二十一条第 2 項の規定以上に細分化する。</p> <p>○設備の員数 ({8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)) ・熱感知器 (スポット型) : 45 台 ・煙感知器 (スポット型) : 4 台 ・発信機 : 4 台</p> <p>○設備の員数 ({8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)) ・受信機 (P 型受信機) : 1 台</p>



表ト-W1 建-1 第1 廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、警戒区域の配置を図リ-他-1 (3)、図リ-他-1 (4) に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リ-他-1 2 (5) に示す。</p> <p>[11.3-B1]</p> <p>第1 廃棄物貯蔵棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物 (耐火構造) とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。改造等で追加する材料は鋼等の不燃材料又は難燃性材料とする。</p> <p>第1 廃棄物貯蔵棟の材料を別表ト-W1 建-1-1 及び別表ト-W1 建-1-3 ~ 別表ト-W1 建-1-5 に示す。</p> <p>[11.3-B2]</p> <p>第1 廃棄物貯蔵棟は、建築基準法に基づく防火区画を設けないため、建物全体を1つの火災区域として設定する。ただし、火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含むため、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。</p> <p>各火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>○火災区域 (W1) ・火災区画 W1 (I) の仕様</p> <p>・対象部材</p> <p>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備 (防火戸)</p> <p>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間)</p> <p>区画境界スラブ (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間)</p> <p>特定防火設備 (防火戸) (表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上 (扉両面) : 1 時間)</p> <p>○火災区域 (W1) ・火災区画 W1 (II) の仕様</p> <p>・対象部材</p> <p>区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備 (防火戸)、防火板及びダンパー型ガラリ</p> <p>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間)</p> <p>区画境界スラブ (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上 : 2 時間)</p> <p>特定防火設備 (防火戸) (表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上 (扉両面) : 1 時間)</p> <p>防火板 (板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間)</p> <p>ダンパー型ガラリ (板厚さ 1.5 mm 以上 : 1 時間)</p> <p>第1 廃棄物貯蔵棟の火災区画を図ト-W1 建-2 0 に示す。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B3]</p> <p>火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するために、建築基準法施行令百十二条第20項、建築基準法施行令百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する火災区域境界の箇所には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管、ダクトが貫通する火災区域境界の箇所にはモルタルその他の不燃材料を施工する。</p> <p>火災区域貫通部の配置図を図ト-W1 建-2 0 (1)、図ト-W1 建-2 0 (2) に示す。</p>
-------------------	--------------------	---

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F2]          {8009-12}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、{8032}緊急設備非常用照明、{8032-2}緊急設備 誘導灯については、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。          分電盤の配置図を図ト-W1建-1(7)に、配線用遮断器の結線図を図ト-W1建-1(5)に示す。</p> <p>[11.5-B1]          可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、{6049}～{6054}気体廃棄設備No.2の排風機により平均6回/時以上換気を行う。          第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の容積：約<math>1.3 \times 10^3 \text{ m}^3</math>          気体廃棄設備No.2の排気能力：約<math>3.5 \times 10^4 \text{ m}^3/\text{時}</math></p> <p>{6049}～{6054}気体廃棄設備No.2 排風機の仕様を表ト-W1設-2-1に示す。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-B2]          溢水防護区画を設定し、第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域から第1種管理区域外へのウランを含む溢水の流出及び第1種管理区域外から第1種管理区域への溢水の流入を防止する。          溢水防護区画を図ト-W1建-21に示す。</p> <p>溢水防護区画境界の壁はコンクリート造とする又は没水水位より高い堰を設け、水の浸透を防止する構造とする。また、溢水防護区画境界の開口部に設置する扉はエアタイト扉(PAT仕様)とするか、扉の下部に没水水位より高い堰を設置する。</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟のW1廃棄物処理室には、溢水防護区画E-1(第1種管理区域)の溢水を受ける地下貯槽ピット及びその地下貯槽ピットへの流入する経路を設けることにより溢水防護区画外への溢水の流出を防止する。</p> <p>{8064-2}緊急設備 堰、密閉構造扉、地下貯槽ピット及び流入する経路の開口部の位置、構造、寸法、材料を別表-W1建-1-4、図ト-W1建-21及び図ト-W1建-22に示す。</p> <p>溢水防護区画内の扉は密閉構造ではない扉(図ト-W1建-9及び図ト-W1建-10)とするとともに、溢水防護区画内において閉じ込め機能を有する堰を除き区画内及び部屋間の溢水の流出入を妨げる堰がない構造とする。</p> <p>建物の上階から下階への配管貫通部はモルタル、シール材、その他の不燃材料により閉止し、溢水の拡大を防止する。</p> <p>電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が図ト-W1建-21に示す没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p>

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-F4]                  溢水の発生を早期に検知し報知するために、{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。</p> <p>○設備の員数（{8056}緊急設備 漏水検知器）                  ・漏水表示盤：2箇所                  ・検知帯：4箇所</p> <p>{8056}緊急設備 漏水検知器の配置を図リ-他-6（2）に示す。</p> <p>震度5弱相当の地震時に、第1廃棄物貯蔵棟への送水を自動停止させるために、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を発電機・ポンプ棟に設置する。</p> <p>閉じ込めの機能の維持のため、W1-2排風機に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に{8065-2}緊急設備 遮水板を設置する。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）                  ・{8065-2}遮水板：1式</p> <p>{8065-2}緊急設備 遮水板の配置を図リ-他-13（2）に示す。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-F1]                  第1廃棄物貯蔵棟には、容易に識別できる{8031}緊急設備 避難通路を設置する。{8031}緊急設備 避難通路は非常口を含み、床面への表示等により、屋外へ避難できるよう誘導する。床面の表示は、容易に剥離しない標識を設置する。{8031}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第二百六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8032}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には{8032-2}緊急設備 誘導灯を設置する。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）                  ・{8032}非常用照明：11台                  ・{8032-2}誘導灯：20台</p> <p>{8031}緊急設備 避難通路、{8032}緊急設備 非常用照明及び{8032-2}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-他-1（7）、図リ-他-1（8）に示す。</p> <p>[13.1-F2]                  加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。</p> <p>{8038-4}緊急設備 可搬型照明の仕様を表リ-他-1に示す。</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-B1]                  設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.1-F1]                  設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p>

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、{8009-2}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を有効に火災の発生を感知、報知することができるように設け、{8009-12}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置し、火災を検知した場合に警報を発する。 火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リ-他-1 2 (5)に示す。</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の室内の負圧は、気体廃棄設備 No.2の{6080}差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する。 {6080}気体廃棄設備 No.2 系統1系統2系統3系統4 差圧計及び警報盤の位置を図ト-W1設-2-3に示す。</p> <p>{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の発生を検知した場合に警報を発する。 {8056}緊急設備 漏水検知器の配置を図リ-他-6 (2)に示す。</p>
	放射線管理施設	<p>[19.1-B1] 第1種管理区域の出入口付近に放射線業務従事者等の汚染管理及び除染等を行う出入管理エリアを設ける。 出入管理エリアの位置を図ト-W1建-6に示す。</p>
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[21.1-B1] 第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の床及び壁であって、人が触れるおそれのある部分(床面からの高さ2mまで)は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料<sup>(1)</sup>で仕上げる。</p>
	遮蔽	<p>[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図ト-1-1-1に示す。</p> <p>○第1廃棄物貯蔵棟の遮蔽機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遮蔽能力を有する壁、床及び天井等の位置、構造、寸法、材料を別表ト-W1建-5及び図ト-W1建-29に示す。</li> <li>・壁、床及び天井の厚さは、図ト-W1建-29に示す設計確認値以上。</li> <li>・コンクリートの気乾単位容積質量<math>\geq 2400</math>kg/m<sup>3</sup>以上</li> </ul>

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	遮蔽	<p>[22. 2-B1]</p> <p>管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、壁、屋根により放射線業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。</p>
	換気設備	<p>[23. 1-B1]</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう{6049}～{6054}気体廃棄設備 No. 2 排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の容積：約<math>1.3 \times 10^3 \text{ m}^3</math>          気体廃棄設備 No. 2 全体の換気能力：約<math>3.5 \times 10^4 \text{ m}^3/\text{時}</math>以上          {6049}～{6054}気体廃棄設備 No. 2 排風機の仕様は、表ト-W1設-2-1に示す。</p>
	非常用電源設備	<p>[24. 2-F1]</p> <p>{8007-3}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵している{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。（{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第3次申請にて申請済み。）</p> <p>{8007-14}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵している{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009-2}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵している{8009-12}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電することにより、外部電源が期待できない場合であっても警戒可能とする。</p> <p>{8032}緊急設備 非常用照明、{8032-2}緊急設備 誘導灯は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>[24. 2-F2]</p> <p>以下の設備は、{8001}非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8009-12}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）</li> <li>・{8032}緊急設備 非常用照明</li> <li>・{8032-2}緊急設備 誘導灯</li> </ul> <p>{8007-3}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））には、{8001}非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続している{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009-2}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）には、{8009-12}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電し、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。</p>

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>{8007-14}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) には、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続している {8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>電源に係る結線図を図リー他-11(3)、図リー他-11(5)に、非常用電源設備接続の系統図を図リー他-11(8)に、所内通信連絡設備の系統図を図リー他-12(1)、図リー他-12(2)に、自動火災報知設備の系統図を図リー他-12(5)に示す。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(○:該当、-:該当なし)</p> <table border="1" data-bbox="643 584 1369 1317"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを 内蔵</th> <th>非常用電源 設備に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>{8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>{8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>{8032} 緊急設備 非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>{8032-2} 緊急設備 誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 内蔵	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作	{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	○	○	-	{8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	-	-	○	{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)	○	○	-	{8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	-	-	○	{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	○	○	-	{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	-	-	○	{8032} 緊急設備 非常用照明	○	○	-	{8032-2} 緊急設備 誘導灯	○	○	-
	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 内蔵	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作																																		
{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	○	○	-																																			
{8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	-	-	○																																			
{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)	○	○	-																																			
{8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	-	-	○																																			
{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	○	○	-																																			
{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	-	-	○																																			
{8032} 緊急設備 非常用照明	○	○	-																																			
{8032-2} 緊急設備 誘導灯	○	○	-																																			
<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-F1]</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。</p> <p>{8007-3}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) を設置し、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) に接続し、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) に付属するマイクにより建物内における放送が可能とする。</p> <p>{8007-10} {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) に付属するマイクによる、{8007} {8007-3} {8007-4} {8007-5} {8007-7} {8007-15} {8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) からの事業所内建物間における相互の放送が可能とする。</p> <p>マイクは第1加工棟、第2加工棟、事務棟 (緊急対策本部)、保安棟に設置する。マイクの配置を図リー他-10(1)に示す。</p> <p>{8007-3}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) の配置を図リー他-1(1)、図リー他-1(2)に、系統図を図リー他-12(1)に示す。</p>																																					

表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>{8007-14}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))を設置し、PHSアンテナに付属する所内携帯電話機(PHS)により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。</p> <p>{8007-14}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続する。</p> <p>{8007-14}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))の配置を図リー他-1(1)、図リー他-1(2)に、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)の配置を図リー他-10(1)に、系統図を図リー他-12(2)に示す。</p> <p>○設備の員数(通信連絡設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8007-3}所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)):11台</li> <li>・{8007-14}所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)):4台</li> </ul> <p>[25.2-F1]</p> <p>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。</p> <p>{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備の仕様を表リー他-1に、配置を図リー他-10(2)に示す。</p>
<p>その他許可で求める仕様</p>		<p>[99-B1]</p> <p>積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第1廃棄物貯蔵棟の屋根にアクセス可能とする。</p> <p>屋根へのアクセスルートを図ト-W1建-14に示す。</p> <p>[99-B4]</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟は、F3竜巻荷重を十分に上回る保有水平耐力を確保し、F3竜巻荷重による倒壊を防止する。</p>
<p>添付図</p>		<p>図ト-1-1-1、図ト-W1建-1~図ト-W1建-29、図リー他-1、図リー他-6(2)、図リー他-10、図リー他-11(3)~図リー他-11(5)、図リー他-11(8)、図リー他-12(1)、図リー他-12(2)、図リー他-12(5)</p>

- (1) 第1廃棄物貯蔵棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式をF1竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載している「留め具の補強」のみを実施する扉はない。
- (2) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 $C_0$ を0.2として、地震地域係数 $Z$ (大阪府の場合1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す $A_i$ 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する $R_t$ から求めた地震層せん断力係数 $C_i$ に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数1.25を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (3) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 $C_0$ を1.0として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 $D_s$ と、剛性率、偏心率に応じて定める形状特性係数 $F_{es}$ を乗じて求める必要保有水平耐力 $Q_{un}$ に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (4) 本加工施設の敷地は海拔約48mにあり、基準津波の最大遡上高さ6mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (5) 第1廃棄物貯蔵棟は高さがGL+15.6mであることから、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第一項第十四号に定める指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (6) 第1廃棄物貯蔵棟に極低温(凍結)の影響を受けるおそれのある消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓の配管はない。
- (7) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が $10^{-7}$ (回/施設・年)を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (8) 第1廃棄物貯蔵棟は、航空機落下火災の影響評価対象ではない。
- (9) 第1廃棄物貯蔵棟の建物本体、付属設備にインターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。

- (10) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。第1廃棄物貯蔵棟と一般道路との位置関係を図ト-W1建-19に示す。
- (11) これらの材料についても、不燃性又は難燃性を有する。
- (12) 粉末消火器の必要能力単位7となるのに対して、設置する粉末消火器の能力単位の合計は63となる。



別表ト-W1建-1-1 第1廃棄物貯蔵棟の改造の仕様（外部扉の改造）

改造項目	位置	断面（単位：mm）使用材料	員数	対応図
外部扉の改造	鋼製の外部扉-ホール 扉番号：76		20	図ト-W1建-9 図ト-W1建-10 図ト-W1建-11 図ト-W1建-12（2）
	1階 鋼製の外部扉-ホール 扉番号：71		11	図ト-W1建-9 図ト-W1建-10 図ト-W1建-11 図ト-W1建-12（1） （配置図、建具表、姿図、 部材表）
	中2階 鋼製の外部扉-W1廃棄 物処理室 扉番号：77		14	図ト-W1建-9 図ト-W1建-10 図ト-W1建-11 図ト-W1建-12（3）
	鋼製の外部扉-W1-1 排風機室 扉番号：78		14	図ト-W1建-9 図ト-W1建-10 図ト-W1建-11 図ト-W1建-12（4）

別表ト-W1建-1-2 第1廃棄物貯蔵棟の改造の仕様（W1防護壁の新設）

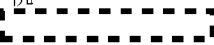
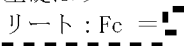

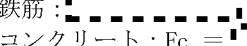
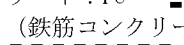
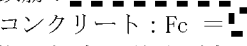
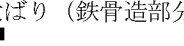
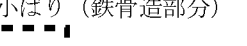

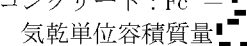
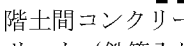
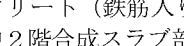
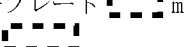
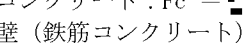
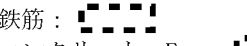
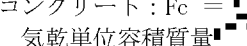
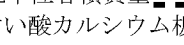
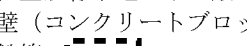
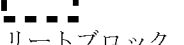
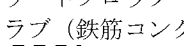
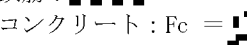
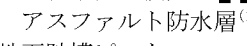
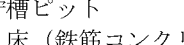
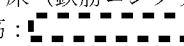

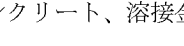


項目	位置・部位	使用材料	員数	対応図
W1防護壁の 新設	第1廃棄物貯蔵棟 東側		1	図ト-W1建-9 図ト-W1建-13
	基礎			
	壁部			

別表ト-W1建-1-3 第1廃棄物貯蔵棟の改造の仕様（火災区画等の改造）

改造項目	位置	仕様（単位：mm）	員数	対応図
火災区画等の改造	鋼製扉-W1 出入管理室（1階） 扉番号：74		1	図ト-W1建-10 図ト-W1建-20
	鋼製扉-ホール（1階） 扉番号：71		1	
	鋼製扉-ホール（1階） 扉番号：76		1	
	鋼製扉-W1 廃棄物処理室 排気筒（中2階） 扉番号：75		1	
	鋼製扉-W1 廃棄物処理室（中2階） 扉番号：77		1	
	鋼製扉-W1-1 排風機室（中2階） 扉番号：78		1	

別表ト-W1建-1-4 第1廃棄物貯蔵棟の改造の仕様（グレーチング及び扉の改造）

改造項目	位置	仕様（単位：mm）	員数	対応図
グレーチングの改造	溢水対策1 W1 廃棄物処理室（1階）		1	図ト-W1建-21 図ト-W1建-22
扉の改造	溢水対策2 W1 廃棄物処理室（中2階） 扉番号：77		2	
	溢水対策3 W1 廃棄物処理室 排気筒（中2階） 扉番号：75			

<p>建 物</p>	<p>基礎：独立基礎（PHC杭）                  地上部：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造（1階、中2階：1-2通り間/B-C通り間）                  床：鉄筋コンクリート造、土間コンクリート                  壁：鉄筋コンクリート造、けい酸カルシウム板間仕切壁、コンクリートブロック造                  屋根：鉄筋コンクリート造</p>
<p>主要な 構造材等 （既設材 料）</p>	<p>① 杭   L=15000 mm</p> <p>② 基礎・基礎ばり                  コンクリート：Fc =  N/mm<sup>2</sup>                  鉄筋：</p> <p>③ 柱、大ばり（鉄筋コンクリート造部分）                  鉄筋：                  コンクリート：Fc =  N/mm<sup>2</sup></p> <p>④ 小ばり（鉄筋コンクリート部分）                  鉄筋：                  コンクリート：Fc =  N/mm<sup>2</sup></p> <p>⑤ 柱、大ばり（鉄骨造部分）  </p> <p>⑥ 小ばり（鉄骨造部分）  </p> <p>⑦ 床（鉄筋コンクリート床スラブ）                  鉄筋：                  コンクリート：Fc =  N/mm<sup>2</sup>                  気乾単位容積質量  g/cm<sup>3</sup></p> <p>⑧ 床（1階土間コンクリート部分）                  コンクリート（鉄筋入り） コンクリート：Fc =  N/mm<sup>2</sup></p> <p>⑨ 床（中2階合成スラブ部分）                  デッキプレート  mm 山高さ  mm                  鉄筋：                  コンクリート：Fc =  N/mm<sup>2</sup></p> <p>⑩ 壁（鉄筋コンクリート）                  鉄筋：                  コンクリート：Fc =  N/mm<sup>2</sup>                  気乾単位容積質量  g/cm<sup>3</sup></p> <p>⑪ 壁（けい酸カルシウム板間仕切壁）                  軽量鉄骨下地・けい酸カルシウム板貼り</p> <p>⑫ 壁（コンクリートブロック造）                  鉄筋：                  コンクリートブロック</p> <p>⑬ 屋根スラブ（鉄筋コンクリート）                  鉄筋：                  コンクリート：Fc =  N/mm<sup>2</sup>                  気乾単位容積質量  g/cm<sup>3</sup>                  アスファルト防水層<sup>(1)</sup>（押さえコンクリート）</p> <p>⑭ 地下貯槽ピット                  ・壁、床（鉄筋コンクリート）                  鉄筋：                  コンクリート：Fc =  N/mm<sup>2</sup>                  ・仕上げ                  コンクリート、溶接金網、モルタル</p> <p>⑮ 扉                  鋼製                  ・火災区画                  仕様：特定防火設備                  ・溢水防護区画上の扉（既設溢水対策3、既設溢水対策4）                  仕様：エアタイト扉（PAT仕様）                  水密等級： に定める  以上の扉とする。</p>

別表ト-W1建-1-5 第1廃棄物貯蔵棟（既設） 材料一覧（2/2）

<p>主要な構造材等 （既設材料）</p>	<p>⑩ 堰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堰（鉄筋コンクリート造：既設溢水対策1、既設溢水対策2） 鉄筋コンクリート（既設躯体の一部）</li> <li>高さ 既設溢水対策1 : <math>\square\square</math>mm（設計確認値 <math>\square\square</math>mm 以上）</li> <li>既設溢水対策2 : <math>\square\square</math>mm（設計確認値 <math>\square\square</math>mm 以上）</li> </ul> <p>⑪ ガラリ（防火板付：温度ヒューズ式）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラリ本体 アルミニウム 材料：アルミニウム</li> <li>・防火板 鋼板</li> </ul> <p>⑫ ダンパー型ガラリ（温度ヒューズ式） 鋼製</p> <p>⑬ ベンチレータ アルミニウム</p> <p>⑭ 階段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1通り C-D 通り間（1階-中2階） 鉄筋：<math>\square\square\square\square</math></li> <li>コンクリート：<math>F_c = \square\square</math> N/mm<sup>2</sup></li> <li>・1通り C-D 通り間（中2階-3階）、D 通り 3-4 通り間 鋼製</li> </ul> <p>⑮ 梯子 鋼製</p> <p>⑯ 第1種管理区域の床及び室内壁の塗装（核燃料物質等による汚染の防止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床塗装 「消防法施行令の一部改正に伴う運用について（通知）（昭和54年消防予184号）」において、不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う旨示されている酸素指数26以上の合成樹脂塗料</li> <li>・壁塗装 基材と塗料の組合せで国土交通大臣の防火材料認定を受けた塗料塗装/不燃材料（認定番号 NM-8585）、塗料塗装/準不燃材料（認定番号 QM-9816）、塗料塗装/難燃材料（認定番号 RM-9364）</li> </ul>
<p>主要な構造材の寸法</p>	<p>①杭：図ト-W1建-26（1）、図ト-W1建-28（1）</p> <p>②基礎・基礎ばり：図ト-W1建-28（1）</p> <p>③柱、大ばり（鉄筋コンクリート造部分）：図ト-W1建-28（2）、図ト-W1建-28（3）</p> <p>④小ばり（鉄筋コンクリート造部分）：図ト-W1建-28（4）</p> <p>⑤柱、大ばり（鉄骨造部分）：図ト-W1建-28（2）</p> <p>⑥小ばり（鉄骨造部分）：図ト-W1建-28（2）</p> <p>⑦床（鉄筋コンクリート床スラブ）：図ト-W1建-28（5）</p> <p>⑧床（1階土間コンクリート部分）：図ト-W1建-28（5）</p> <p>⑨床（中2階合成スラブ部分）：図ト-W1建-28（5）</p> <p>⑩壁（鉄筋コンクリート）：図ト-W1建-28（5）</p> <p>⑬屋根スラブ（鉄筋コンクリート）：図ト-W1建-26（4）、図ト-W1建-28（5）</p> <p>⑭地下貯槽ピット：図ト-W1建-22</p> <p>⑮扉：図ト-W1建-10</p> <p>⑯堰：図ト-W1建-22（1）</p> <p>⑰ガラリ（防火板付：温度ヒューズ式）：図ト-W1建-10</p> <p>⑱ダンパー型ガラリ：図ト-W1建-10</p>

(1) 建築基準法第二十二条に適合する難燃性を有している。

別表ト-W1建-1-6 第1廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様(1/6)

階	部位	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	外壁・外部扉	外壁1-1 W1廃棄物処理室と屋外 (D通り/1-2通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t: 厚さ	図ト-W1建-25(1)	工事なし
		外壁1-2 W1出入管理室と屋外 (D通り/2-2 <sup>(1)</sup> 2-3 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
		外壁1-3 居室と屋外 (D通り/2-3 <sup>(1)</sup> 2-3 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
		外壁1-4 階段と屋外 (D通り/2-3 <sup>(1)</sup> 3通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
		外壁1-5 階段と屋外 (3通り/C-D <sup>(1)</sup> -D通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
		外壁1-6 ホールと屋外 (3通り/C-C-D <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:71)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)		図ト-W1建-25(1) 図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-10 図ト-W1建-12(1)	工事なし 改造
		外壁1-7 W1廃棄物搬出入室と屋外 (3通り/B-C通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:76)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)		図ト-W1建-25(1) 図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-10 図ト-W1建-12(2)	工事なし 改造
		外壁1-8 W1廃棄物処理室と屋外 (3通り/A-B通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
		外壁1-9 W1廃棄物処理室と屋外 (A通り/1-3通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
		外壁1-10 W1廃棄物処理室と屋外 (1通り/A-D通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
中2階	外壁・外部扉	外壁M2-1 W1廃棄物処理室と屋外 (D通り/1-1 <sup>(1)</sup> 2 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:77)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備)	図ト-W1建-25(1) 図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-10 図ト-W1建-12(3)	工事なし 改造	
		外壁M2-2 排気筒と屋外 (D通り/1-2 <sup>(1)</sup> 2通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	
		外壁M2-3 W1-1排風機室と屋外 (D通り/2-3通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	
		外壁M2-4 W1-1排風機室と屋外 (3通り/C-D通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁 扉(扉:78) ガラリ(AG-1)	鉄筋 コンクリート 鉄(特定防火設備) アルミニウム	図ト-W1建-25(1) 図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-10 図ト-W1建-12(4) 図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-10	工事なし 改造 工事なし	

別表ト-W1建-1-6 第1廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様(2/6)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
中2階	外壁・外部扉	外壁 M2-5	吹抜と屋外 (3通り/B-C通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
		外壁 M2-6	W1廃棄物処理室と屋外 (3通り/A-B通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
		外壁 M2-7	W1廃棄物処理室と屋外 (A通り/1-3通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
		外壁 M2-8	W1廃棄物処理室と屋外 (1通り/A-D通り間) 図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
2階	外壁・外部扉	外壁 2-1	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (D通り/1-2 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1建-24(2)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(2)	工事なし
				ダンパー型 開閉式ガラリ (SG-5)	鋼		図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし
		外壁 2-2	排気筒と屋外 (D通り/1-2 <sup>(1)</sup> -2通り間) 図ト-W1建-24(2)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(2)	工事なし
		外壁 2-3	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (D通り/2-3通り間) 図ト-W1建-24(2)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(2)	工事なし
		外壁 2-4	第1廃棄物貯蔵室、W1-2排 風機室と屋外 (3通り/A-D通り間) 図ト-W1建-24(2)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(2)	工事なし
				ガラリ (AG-2)	アルミニウム		図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし
				防火板 <sup>(4)</sup> (AG-2)	鋼		図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし
				ダンパー型ガラリ (SG-4)	鋼		図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし
		外壁 2-5	第1廃棄物貯蔵室、W1-2排 風機室と屋外 (A通り/1-3通り間) 図ト-W1建-24(2)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(2)	工事なし
				ガラリ (AG-2)	アルミニウム		図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし
				防火板 <sup>(4)</sup> (AG-2)	鋼		図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし
		外壁 2-6	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (1通り/A-D通り間) 図ト-W1建-24(2)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(2)	工事なし
ガラリ (AG-2)	アルミニウム				図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし		
防火板 <sup>(4)</sup> (AG-2)	鋼				図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし		

別表ト-W1建-1-6 第1廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様(3/6)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容		
3階	外壁・外部扉	外壁3-1	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (D通り/1-1,2 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ト-W1建-24(2)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	t: 厚さ	図ト-W1建-25(2)	工事なし		
				ダンパー型ガラリ (SG-4)	鋼		図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし		
		外壁3-2	排気筒と屋外 (D通り/1-2 <sup>(1)</sup> -2通り間) 図ト-W1建-24(2)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(2)	工事なし		
		外壁3-3	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (D通り/2-3通り間) 図ト-W1建-24(2)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(2)	工事なし		
		外壁3-4	W1廃棄物貯蔵室と屋外 (3通り/A-D通り間) 図ト-W1建-24(2)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(2)	工事なし		
				ガラリ (AG-2)	アルミニウム		図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし		
				防火板 <sup>(4)</sup> (AG-2)	鋼		図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし		
				ダンパー型 開閉式ガラリ (SG-5)	鋼		図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし		
		外壁3-5	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (A通り/1-3通り間) 図ト-W1建-24(2)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(2)	工事なし		
				ガラリ (AG-2)	アルミニウム		図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし		
				防火板 <sup>(4)</sup> (AG-2)	鋼		図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし		
		外壁3-6	第1廃棄物貯蔵室と屋外 (1通り/A-D通り間) 図ト-W1建-24(2)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(2)	工事なし		
				ガラリ (AG-2)	アルミニウム		図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし		
				防火板 <sup>(4)</sup> (AG-2)	鋼		図ト-W1建-9(2) 図ト-W1建-10	工事なし		
		1階	内壁・内部扉	内壁1-1	図ト-W1建-24(1)参照		コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリート ブロック	図ト-W1建-25(1)	工事なし
				内壁1-2	図ト-W1建-24(1)参照		コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリート ブロック	図ト-W1建-25(1)	工事なし
							シャワーユニット	既製品	図ト-W1建-25(1)	工事なし
				内壁1-3	図ト-W1建-24(1)参照		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし
自動扉(扉:82)	鉄					図ト-W1建-9(1)	工事なし			
内壁1-4	図ト-W1建-24(1)参照			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし			
		扉(扉:74)	鉄(特定防火設備)	図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-10	改造					
内壁1-5	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし					

別表ト-W1建-1-6 第1廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様(4/6)

階	部位	部位位置(階・面・号)	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	内壁・内部扉	内壁1-6	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ト-W1建-25(1)	工事なし
				扉(扉:83)	鉄		図ト-W1建-9(1)	工事なし
		内壁1-7	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
		内壁1-8	図ト-W1建-24(1)参照	コンクリートブロック造壁	鉄筋 コンクリート ブロック		図ト-W1建-25(1)	工事なし
		内壁1-9	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
				扉(扉:84)	鉄		図ト-W1建-9(1)	工事なし
		内壁1-10	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
		内壁1-11	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
				シャッタ(SS-1)	鉄		図ト-W1建-9(1)	工事なし
		内壁1-12	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
				扉(扉:72)	鉄		図ト-W1建-9(1)	工事なし
		内壁1-13	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
				扉(扉:73)	鉄(特定防火設備)		図ト-W1建-9(1)	工事なし
		内壁1-14	図ト-W1建-24(1)参照	軽量鉄骨下地 けい酸カルシウム板壁	軽量鉄骨 けい酸カルシウム板		図ト-W1建-25(1)	工事なし
				扉(扉:85)	鉄		図ト-W1建-9(1)	工事なし
		内壁1-15	図ト-W1建-24(1)参照	軽量鉄骨下地 けい酸カルシウム板壁	軽量鉄骨 けい酸カルシウム板		図ト-W1建-25(1)	工事なし
内壁1-16	図ト-W1建-24(1)参照	軽量鉄骨下地 けい酸カルシウム板壁	軽量鉄骨 けい酸カルシウム板	図ト-W1建-25(1)	工事なし			
中2階	内壁・内部扉	内壁M2-1	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	
				扉(扉:75)	鉄(特定防火設備)	図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-10	改造	
		内壁M2-2	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし	
内壁M2-3	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-25(1)	工事なし			



別表ト-W1建-1-6 第1廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様(5/6)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-4	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ト-W1建-25(1)	工事なし
		内壁 M2-5	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
		内壁 M2-6	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
		内壁 M2-7	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
		内壁 M2-8	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(1)	工事なし
2階	内壁・内部扉	内壁 2-1	図ト-W1建-24(2)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(2)	工事なし
3階	内壁・内部扉	内壁 3-1	図ト-W1建-24(2)参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-25(2)	工事なし
1階	床	S1-1	図ト-W1建-24(3)参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-24(3)	工事なし
		S1-2	図ト-W1建-24(3)参照	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)		図ト-W1建-24(3)	工事なし
		S1-3	図ト-W1建-24(3)参照	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)		図ト-W1建-24(3)	工事なし
		S1-4	図ト-W1建-24(3)参照	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)	図ト-W1建-24(3)	工事なし	
中2階	床	SM2-1	図ト-W1建-24(3)参照	合成スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	
		SM2-2	図ト-W1建-24(3)参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	
		SM2-3	図ト-W1建-24(3)参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	
		SM2-4	図ト-W1建-24(3)参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	
		SM2-5	図ト-W1建-24(3)参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	
		SM2-6	図ト-W1建-24(3)参照	合成スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし	
2階	床	S2-1	図ト-W1建-24(4)参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-24(4)	工事なし	
		S2-2	図ト-W1建-24(4)参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-24(4)	工事なし	

別表ト-W1建-1-6 第1廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様(6/6)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	
2階	床	S2-3	図ト-W1建-24(4)参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	-	図ト-W1建-24(4)	工事なし	
3階	床	S3-1	図ト-W1建-24(4)参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-24(4)	工事なし	
		S3-2	図ト-W1建-24(4)参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-24(4)	工事なし	
		S3-3	図ト-W1建-24(4)参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-24(4)	工事なし	
R階	屋根	SR-1	図ト-W1建-24(5)参照	鉄筋コンクリート 屋根スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W1建-24(5)	工事なし	
			ガラリ (AG-3)	アルミニウム	図ト-W1建-9(3) 図ト-W1建-10		工事なし		
地下貯槽ピット	ピット部壁	P-1	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁(仕上げ含む)	鉄筋 コンクリート 溶接金網 モルタル		図ト-W1建-22(5) 図ト-W1建-22(6)	工事なし	
		P-2	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁(仕上げ含む)	鉄筋 コンクリート 溶接金網 モルタル		図ト-W1建-22(5) 図ト-W1建-22(6)	工事なし	
		P-3	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁(仕上げ含む)	鉄筋 コンクリート 溶接金網 モルタル		図ト-W1建-22(5) 図ト-W1建-22(6)	工事なし	
		P-4	図ト-W1建-24(1)参照	鉄筋コンクリート造壁(仕上げ含む)	鉄筋 コンクリート 溶接金網 モルタル		図ト-W1建-22(5) 図ト-W1建-22(6)	工事なし	
	ピット部床	SP-1	図ト-W1建-24(3)参照	鉄筋コンクリート床スラブ(仕上げ含む)	鉄筋 コンクリート 溶接金網 モルタル		図ト-W1建-22(5) 図ト-W1建-24(3)	工事なし	
	階段	1階~中2階	階段-1	図ト-W1建-24(3)参照	鉄筋コンクリート造階段		鉄筋 コンクリート	図ト-W1建-24(3)	工事なし
			階段-2	図ト-W1建-24(3)参照	鉄骨造階段		鋼	図ト-W1建-24(3)	工事なし
中2階~2階		階段-3	図ト-W1建-24(3)、 (4)参照	鉄骨造階段	鋼		図ト-W1建-24(3) 図ト-W1建-24(4)	工事なし	
2階~3階		階段-4	図ト-W1建-24(4)参照	鉄骨造階段	鋼		図ト-W1建-24(4)	工事なし	

- (1) 通り番号の間に壁がある場合 (a\_b は a 通りと b 通りの間) を示す。
- (2) 安全機能のない部位のため、「-」とする。
- (3) 安全機能に対して厚さの要求はないため、「-」とする。
- (4) 防火板は温度ヒューズ式を示す。

表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
設備・機器名称 機器名	施設名称	<p>排風機 高性能エアフィルタ (排風機室側) 高性能エアフィルタ (設備側) 排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機) 閉じ込め弁 閉じ込めダンパー 給気ファン 給気ダクト 負圧計</p> <p>{6080-2} 気体廃棄設備 No.2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統)</p> <p>(構成設備・機器)</p> <p>{6049} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 排風機 {6055} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 フィルタユニット {6063} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) ダクト {6067} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込め弁 {6072} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー {6050} 気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 排風機 {6056} 気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 フィルタユニット {6064} 気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) ダクト {6068} 気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込め弁 {6073} 気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー {6051} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 排風機 {6052} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.4 排風機 {6057} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.5 フィルタユニット {6059} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 フィルタユニット {6060} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.4 フィルタユニット {6065} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) ダクト {6069} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込め弁 {6074} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー {6053} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.5 排風機 {6054} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.6 排風機 {6058} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット {6061} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.6 フィルタユニット {6062} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.7 フィルタユニット {6066} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) ダクト {6070} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込め弁 {6075} 気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー {6071} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込め弁 {6076} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込めダンパー {6077} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気フィルタ {6078} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン {6079} 気体廃棄設備 No.2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) ダクト {6071-3} 気体廃棄設備 No.2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込め弁</p>

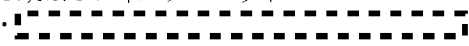


表ト-W1 設-2-1 気体廃棄設備 No.2 仕様

<p>設備・機器名称 機器名</p>	<p>{6076-3} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー                  {6077-3} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ                  {6071-2} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 閉じ込め弁                  {6076-2} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー                  {6077-2} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 給気フィルタ                  {6071-4} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ込め弁                  {6076-4} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ込めダンパー                  {6077-4} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ                  {6080} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 差圧計</p> <p>本系統の構成設備・機器の配置詳細図を図ト-W1 設-2-1 及び図リ-他-1 3 (2) に示す。</p>	
<p>変更内容</p>	<p>改造                  新規制基準に適合させるために、気体廃棄設備 No.2 を構成する設備・機器に対し以下の改造を行う。</p> <p>①ダクトの更新                  メンテナンススペース確保のため、系統1 (部屋排気系統) 及び系統2 (局所排気系統) のダクトのサイズを一部変更する。                  老朽化のため、系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 及び系統3 (局所排気系統) のダクトの一部を更新する。</p> <p>②ダクト支持構造物の改造 (仕様を本表 (別表2) に示す。)                  地震による損傷の防止対策として、ダクトの支持構造物について支持位置及び構造の変更を行う。</p> <p>③金属製カバーの設置 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。)                  火災による損傷の防止対策として、フィルタユニット (設備排気用) に金属製のカバーを設置する。</p> <p>④フィルタユニットの耐震補強                  耐震補強のため、系統4 (局所排気系統) の No.8 フィルタユニットの既設アンカーボルト (床面) のナットを撤去し、新設のアンカーボルトで壁面に固定する。</p> <p>⑤ダンパー開度異常インターロックの追加                  系統1 (部屋排気系統)、系統2 (局所排気系統) 及び系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) について、排風機及び給気ファンの起動時の制御に閉じ込めダンパーの開動作検知を追加する。</p> <p>⑥差圧計の改造 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。)                  監視機能及び警報機能の最適化のため、W1 廃棄物処理室内の警報盤を改造し、W1-1 排風機室にある制御盤の有する制御機能を警報盤に集約する。</p>	
<p>設置場所</p>	<p>第1 廃棄物貯蔵棟                  (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)</p>	
<p>員数</p>	<p>1 式                  (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)</p>	
<p>一般仕様</p>	<p>型式</p>	<p>各構成設備・機器の型式を本表 (別表1) に示す。</p>
	<p>主要な構造材</p>	<p>各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表1) に示す。</p>
	<p>寸法 (単位: mm)</p>	<p>各構成設備・機器の寸法を本表 (別表1) に示す。</p>
	<p>その他の構成機器</p>	<p>各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表1) に示す。</p>
	<p>その他の性能</p>	<p>各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表1) に示す。</p>
	<p>核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>

表ト-W 1 設-2-1 気体廃棄設備 No. 2 仕様

技術基準に基づく仕様様	核燃料物質の臨界防止  安全機能を有する施設の地盤	—  [5.1-F1] 下記設備は{6138}焼却設備 焼却炉 架台に固定する。 {6057}No. 5 フィルタユニット {6059}No. 3 フィルタユニット {6060}No. 4 フィルタユニット 当該架台は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1 廃棄物貯蔵棟の土間コンクリートに設置し、壁に固定する。  下記設備は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置し、第1 廃棄物貯蔵棟の壁に固定する。 {6058}No. 8 フィルタユニット  上記以外の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○ダクト、フィルタユニット（設備排気用）、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー 下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。 耐震重要度分類 第2類： フィルタユニット（設備排気用）から排風機までの区間 耐震重要度分類 第3類： 上記以外の区間  {6063}ダクト、{6064}ダクト、{6065}ダクト、{6066}ダクト、{6061}No. 6 フィルタユニット、{6062}No. 7 フィルタユニット、{6067}閉じ込め弁、{6068}閉じ込め弁、{6069}閉じ込め弁、{6070}閉じ込め弁、{6071}閉じ込め弁、{6071-2}閉じ込め弁、{6071-3}閉じ込め弁、{6071-4}閉じ込め弁、{6072}閉じ込めダンパー、{6073}閉じ込めダンパー、{6074}閉じ込めダンパー、{6075}閉じ込めダンパー、{6076}閉じ込めダンパー、{6076-2}閉じ込めダンパー、{6076-3}閉じ込めダンパー、{6076-4}閉じ込めダンパー  各区間によるダクト類の耐震重要度分類を図ト-W 1 設-2-1 に示す。  ○上記以外の構成設備・機器 下記設備・機器を耐震重要度分類 第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6049} No. 1 排風機 {6050} No. 2 排風機 {6051} No. 3 排風機 {6052} No. 4 排風機 {6053} No. 5 排風機 {6054} No. 6 排風機 {6055} No. 1 フィルタユニット {6056} No. 2 フィルタユニット

表ト-W1 設-2-1 気体廃棄設備 No.2 仕様

<p>技術基準に基づく仕様様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>据付ボルトで {6138} 焼却設備 焼却炉 架台に固定する。 {6057} No.5 フィルタユニット</p>  <p>アンカーボルトで土間コンクリートに設置し、壁面に固定する。 アンカーボルト (床面) のナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とする。 {6058} No.8 フィルタユニット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面：</li> <li>・壁面：</li> </ul> <p>負圧警報盤内に M6 以上の据付ボルトで固定する。 {6080} 差圧計</p> <p>下記設備・機器を耐震重要度分類 第3類とする。ただし、 {6059} No.3 フィルタユニットと {6060} No.4 フィルタユニットは、耐震重要度分類が上位である耐震重要度分類 第2類の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。</p> <p>据付ボルトで {6138} 焼却設備 焼却炉 架台に固定する。 {6059} No.3 フィルタユニット {6060} No.4 フィルタユニット</p> <p>アンカーボルトで床面に固定する。 {6077} 給気フィルタ {6077-2} 給気フィルタ {6077-3} 給気フィルタ {6077-4} 給気フィルタ {6078} 給気ファン</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(生物学的事象) [8.1-F4] 給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線にはシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 制御盤の筐体には金属製を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。</p> <p>第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。 ○送排風機の起動停止インターロック</p>

表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備 No.2 仕様

<p>技術基準に基づく仕様様</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>(起動時)          ・局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ファンを起動する。</p> <p>(停止時)          ・給気系統の給気ファンの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。</p> <p>第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第1廃棄物貯蔵棟屋上の排気口(地上高 約 17 m)から屋外に放出する。</p> <p>[10.1-F6]          第1種管理区域においてウラン粉末を囲い式フードで取り扱う系統及び設備・機器には局所排気系統を接続し、囲い式フードの内部を室内の圧力に対して9.8 P (1 mm水柱)以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持する。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1]          気体廃棄設備を構成する主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表(別表1)に示す。</p> <p>[11.3-F2]          配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3]          フィルタユニットのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。</p> <p>[11.5-F1]          可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏れ時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備 No.2 の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟の容積：約 <math>1.3 \times 10^3 \text{ m}^3</math>          気体廃棄設備 No.2 の全体の排気能力： <math>3.5 \times 10^4 \text{ m}^3/\text{時}</math>以上</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-F1]          気体廃棄設備及びこれらの制御盤は、設置場所で想定する没水水位に対して導通部を高い位置に設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする。</p> <p>[12.1-F4]          閉じ込めの機能の維持のため、W1-2排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に{8065-2}緊急設備 遮水板を設置する。</p> <p>遮水板の配置図を図リ-他-13(2)に示す。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-F1]          設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]          当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>
	<p>搬送設備</p>	<p>—</p>





表ト-W1設-2-1 気体廃棄設備 No.2 仕様

<p>技術基準に基づく仕様様</p>	<p>警報設備等</p>	<p>給気系統と排気系統の送排風機異常時インターロックに係る系統図を図ト-W1設-2-4(3)に示す。</p> <p>○ダンパー開度異常時インターロック (系統3(局所排気系統)の起動後) ・系統4(局所排気系統)の排風機は、系統3(局所排気系統)の排風機の運転及び系統3(局所排気系統)の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。 (系統4(局所排気系統)の起動後) ・系統2(局所排気系統)の排風機は、系統4(局所排気系統)の排風機の運転、系統4(局所排気系統)の閉じ込めダンパー及び給気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。 (系統2(局所排気系統)の起動後) ・系統1(局所排気系統)の排風機は、系統2(局所排気系統)の排風機の運転及び系統2(局所排気系統)の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。 (系統1(部屋排気系統)の起動後) ・給気系統 給気ファンの排風機は、系統1(部屋排気系統)の排風機の運転及び系統1(部屋排気系統)の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。</p> <p>給気系統と排気系統のダンパー開度異常時インターロックに係る系統図を図ト-W1設-2-4(4)に示す。</p> <p>○室内負圧異常時インターロック ・室内負圧を監視している差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、給気系統の給気ファンの運転を停止するとともに同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p> <p>給気系統と排気系統の室内負圧異常時インターロックに係る系統図を図ト-W1設-2-4(5)に示す。</p>
	<p>放射線管理施設</p>	<p>—</p>
	<p>廃棄施設</p>	<p>[20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第1廃棄物貯蔵棟屋上の排気口(地上高 約17 m)から屋外に放出する。</p> <p>[20.1-F3] 部屋排気系統及び局所排気系統に、フィルタユニットを1段設置するとともに、系統3(局所排気系統)及び系統4(局所排気系統)の排気ダクトには設備排気用のフィルタユニットをさらに1段設置することにより、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるようろ過し、放出することで公衆の被ばく線量を十分に低減する。</p> <p>フィルタユニットの高性能エアフィルタ捕集効率： 99.97%以上(DOP法)</p> <p>[20.1-F4] ダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。</p> <p>[20.1-F5] フィルタユニットは内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>
	<p>核燃料物質等による汚染の防止</p>	<p>—</p>
	<p>遮蔽</p>	<p>—</p>

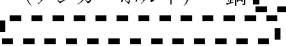



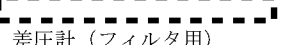
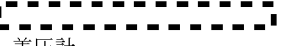
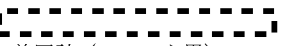
表ト-W1 設-2-1 気体廃棄設備 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様様	換気設備	<p>[23. 1-F1] 第1 廃棄物貯蔵棟の第1 種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備 No. 2 の排風機により平均 6 回/時以上の換気を行う。</p> <p>第1 廃棄物貯蔵棟の容積：約 <math>1.3 \times 10^3 \text{ m}^3</math> 気体廃棄設備 No. 2 の全体の排気能力： <math>3.5 \times 10^4 \text{ m}^3/\text{時}</math>以上</p> <p>屋外との境界部に排風機及び給気ファンの運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設けることにより、放射性気体廃棄物の逆流による屋外への拡散を防止するとともに、排気経路に放射性物質を十分に除去可能なフィルタユニットを設けることにより換気経路を確保する。</p> <p>[23. 1-F2] フィルタユニットは内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計を設けることにより、機能を適切に維持する。</p> <p>系統 3 のフィルタユニットの損傷を防止するため、急冷塔の冷却機能を維持する機構を系統 4 に設ける。 ○故障時の排風機起動機構 焼却設備からの燃焼排ガスで系統 3 のフィルタユニットが損傷することを防止するために急冷塔を設置する。急冷塔の冷却機能を有する系統 4（局所排気系統）の No. 5 排風機の故障を検知した場合、自動で予備の No. 6 排風機が起動する機構を設ける。</p>																							
	非常用電源設備	<p>[24. 2-F2] 局所排気系統の {6050} No. 2 排風機、{6051} No. 3 排風機、{6052} No. 4 排風機、{6053} No. 5 排風機及び {6054} No. 6 排風機は、{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機及び {8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも負圧を維持し系統の閉じ込めの機能を確保する。</p> <p>以上を次表に示す。 (○：該当、－：該当なし)</p> <table border="1" data-bbox="635 1285 1388 1747"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーに 接続</th> <th>非常用電源 設備に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機</td> <td>－</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機</td> <td>－</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機</td> <td>－</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機</td> <td>－</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 6 排風機</td> <td>－</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>非常用電源設備 系統図を図リ-他-1 1 (8) に示す。</p>	設備・機器名称 機器名	バッテリーに 接続	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機	－	○	－	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機	－	○	－	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機	－	○	－	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機	－	○	－	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 6 排風機	－	○
設備・機器名称 機器名	バッテリーに 接続	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作																						
気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機	－	○	－																						
気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機	－	○	－																						
気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機	－	○	－																						
気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機	－	○	－																						
気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 6 排風機	－	○	－																						
通信連絡設備	—																								
その他許可で求める仕様	—																								
添付図	図ト-W1 建-1、図ト-W1 建-2、図ト-W1 設-1-2、図ト-W1 設-2-1、図ト-W1 設-2-2、図ト-W1 設-2-3、図ト-W1 設-2-4、図リ-他-1 1、図リ-他-1 3																								

表ト-W1設-2-1 (別表1) 気体廃棄設備 No.2 構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6049} 気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	1 台	型 式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) : その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力 $\text{m}^3/\text{時}$
{6055} 気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 フィルタユニット	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	1 台	型 式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) : その他の構成機器 : 差圧計 プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6063} 気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) ダクト	第1 廃棄物貯蔵棟 系統1	1 式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6067} 気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第1 廃棄物貯蔵棟 系統1	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6072} 気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第1 廃棄物貯蔵棟 系統1	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6050} 気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 排風機	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	1 台	型 式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) : その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力 $\text{m}^3/\text{時}$
{6056} 気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 フィルタユニット	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	1 台	型 式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) : その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6064} 気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) ダクト	第1 廃棄物貯蔵棟 系統2	1 式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6068} 気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) 閉じ込め弁	第1 廃棄物貯蔵棟 系統2	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -





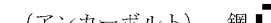

表ト-W1設-2-1 (別表1) 気体廃棄設備 No. 2 構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6073} 気体廃棄設備 No. 2 系統2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	第1 廃棄物貯蔵棟 系統2	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6051} 気体廃棄設備 No. 2 系統3 (局所排気系統) No. 3 排風機	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	1 台	型 式 : ターボベン片吸込型 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6052} 気体廃棄設備 No. 2 系統3 (局所排気系統) No. 4 排風機	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	1 台	型 式 : ターボベン片吸込型 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6057} 気体廃棄設備 No. 2 系統3 (局所排気系統) No. 5 フィルタユニット	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	1 台	型 式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (据付ボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6059} 気体廃棄設備 No. 2 系統3 (局所排気系統) No. 3 フィルタユニット	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	1 台	型 式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (据付ボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6060} 気体廃棄設備 No. 2 系統3 (局所排気系統) No. 4 フィルタユニット	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	1 台	型 式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (据付ボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6065} 気体廃棄設備 No. 2 系統3 (局所排気系統) ダクト	第1 廃棄物貯蔵棟 系統3	1 式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6069} 気体廃棄設備 No. 2 系統3 (局所排気系統) 閉じ込め弁	第1 廃棄物貯蔵棟 系統3	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -

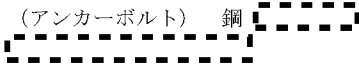


表ト-W1設-2-1 (別表1) 気体廃棄設備 No.2 構成設備・機器 仕様


設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6074} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	第1 廃棄物貯蔵棟 系統3	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6053} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.5 排風機	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	1 台	型 式 : ターボベン片吸込型 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) : その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力 $\text{m}^3/\text{時}$
{6054} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 排風機	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	1 台	型 式 : ターボベン片吸込型 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) : その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力 $\text{m}^3/\text{時}$
{6058} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	1 台	型 式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) : その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6061} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 フィルタユニット	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	1 台	型 式 : セルフコンテンド型 主要な構造材 : (金属製カバー) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) : その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6062} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.7 フィルタユニット	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	1 台	型 式 : セルフコンテンド型 主要な構造材 : (金属製カバー) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) : その他の構成機器 : 差圧計 プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6066} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) ダクト	第1 廃棄物貯蔵棟 系統4	1 式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼、鋼 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6070} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) 閉じ込め弁	第1 廃棄物貯蔵棟 系統4	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -


表ト-W1設-2-1 (別表1) 気体廃棄設備 No.2 構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6075}気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6071}気体廃棄設備 No.2 系統1系統2系統3系統 4 (給気系統) 閉じ込め 弁	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6076}気体廃棄設備 No.2 系統1系統2系統3系統 4 (給気系統) 閉じ込め ダンパー	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6077}気体廃棄設備 No.2 系統1系統2系統3系統 4 (給気系統) 給気フィル タ	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	1台	型式 : フィルタチャンバ型 主要な構造材 : (給気フィルタ) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位:mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6078}気体廃棄設備 No.2 系統1系統2系統3系統 4 (給気系統) 給気ファン	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	1台	型式 : 片吸込シロッコファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位:mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m <sup>3</sup> /時
{6079}気体廃棄設備 No.2 系統1系統2系統3系統 4 (給気系統) ダクト	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼  寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6071-3}気体廃棄設備 No.2系統3 (フィルタ冷却 給気) 閉じ込め弁	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6076-3}気体廃棄設備 No.2系統3 (フィルタ冷却 給気) 閉じ込めダンパー	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6077-3}気体廃棄設備 No.2系統3 (フィルタ冷却 給気) 給気フィルタ	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	1台	型式 : 自然給気口 主要な構造材 : (給気フィルタ) 金属製 (アンカーボルト) 鋼  寸法 (単位:mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6071-2}気体廃棄設備 No.2系統4 (急冷塔給気) 閉じ込め弁	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位:mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -

表ト-W1設-2-1 (別表1) 気体廃棄設備 No.2 構成設備・機器 仕様


設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6076-2} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー	第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6077-2} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (急冷塔給気) 給気フィルタ	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	1 台	型 式 : 自然給気口 主要な構造材 : (給気フィルタ) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 <sup>*1</sup> 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6071-4} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ 込め弁	第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	6 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6076-4} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ 込めダンパー	第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	6 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6077-4} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気 フィルタ	第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室 第1 廃棄物貯蔵室	6 台	型 式 : 自然給気口 主要な構造材 : (給気フィルタ) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 <sup>*1</sup> 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6080} 気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統 4 差圧計	第1 廃棄物貯蔵棟	1 台	型 式 : ダイヤフラム式 (微差圧用) 主要な構造材 : (差圧計) ポリカーボネート製 (難燃性) (据付ボルト) ステンレス鋼 <sup>*2</sup> 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 微差圧スイッチ その他の性能 : レンジ 0~200 Pa

\*1 以上の強度を有する材料

\*2 以上の強度を有する材料

表ト-W1設-2-1 (別表2) 気体廃棄設備 No.2 の改造の仕様

改造項目	対象設備・機器名	使用材料	員数	対応図
①ダクトの更新	{6063}ダクト {6064}ダクト {6065}ダクト {6079}ダクト	(ダクト) 鋼 	1 式	図ト-W1設-2-1
②ダクト支持構造物の改造	{6063}ダクト {6064}ダクト {6065}ダクト {6066}ダクト {6079}ダクト	(支持構造物)  (アンカーボルト) 鋼	1 式	—
③金属製カバーの設置	{6061}No.6 フィルタユニット {6062}No.7 フィルタユニット	(金属製カバー) 金属製	2 台	図ト-W1設-2-5
④フィルタユニットの耐震補強	{6058}No.8 フィルタユニット	(はり)  (接合ボルト)  (アンカーボルト)  鋼	1 式	図ト-W1設-2-2 (10)
⑤ダンパー開度異常時インターロックの追加	{6072}閉じ込めダンパー {6073}閉じ込めダンパー {6076}閉じ込めダンパー	(配線) 難燃ケーブル	1 式	図ト-W1設-2-4
⑥差圧監視盤の改造	{6080}差圧計	(制御盤筐体) 金属製 (アンカーボルト) 鋼  (据付ボルト) ステンレス鋼  (電線管) 金属製 	1 式	図ト-W1設-2-3

\*1  以上の強度を有する材料





表ト-W1設-3-1 W1廃液処理設備 蒸発乾固装置 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6124} W1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	シングルドラム型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	簡易ボイラ、ポンプ
	その他の性能	保有水量: [REDACTED]
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他-1 (3/11) に示す。  また、建物の壁、{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉及び建物の段差構造による堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知するために {8056} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—

表ト-W1設-3-1 W1廃液処理設備 蒸発乾固装置 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2	

表ト-W1設-3-2 W1廃液処理設備 凝集沈殿槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6125} W1 廃液処理設備 凝集沈殿槽	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、設備を更新する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  また、建物の壁、{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉及び建物の段差構造による堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ト-W1設-3-2 W1廃液処理設備 凝集沈殿槽 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ29 cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図ト-W1設-3-3、図リ-他-6	



表ト-W1設-3-3 W1廃液処理設備 タンク No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6126} W1 廃液処理設備 タンク No.1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [図]
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: [図]
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  また、建物の壁、{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉及び建物の段差構造による堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。	

表ト-W 1 設- 3 - 3 W 1 廃液処理設備 タンク No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8056} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 2 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備はW 1 廃液処理設備を構成している。第 1 廃棄物貯蔵棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-W 1 設- 1 - 1、図ト-W 1 設- 3 - 1、図ト-W 1 設- 3 - 2、図リ-他- 6	

表ト-W1設-3-4 W1廃液処理設備 タンク No.2 仕様



許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6127} W1 廃液処理設備 タンク No.2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 2 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  また、建物の壁、{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉及び建物の段差構造による堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。	

表ト-W1設-3-4 W1廃液処理設備 タンク No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：2台  溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ4cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：2台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図リ-他-6	




表ト-W1設-3-5 W1廃液処理設備 タンク No.3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6128} W1 廃液処理設備 タンク No.3	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、設備を更新する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  また、建物の壁、{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉及び建物の段差構造による堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ト-W1 設-3-5 W1 廃液処理設備 タンク No. 3 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために {8056} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 3 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20. 1-F3]</p> <p>当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。第1 廃棄物貯蔵棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-W1 設-1-1、図ト-W1 設-3-1、図ト-W1 設-3-2、図ト-W1 設-3-4、図リ-他-6	

表ト-W1設-3-6 W1廃液処理設備 ろ過機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6129} W1 廃液処理設備 ろ過機	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-W1設-3-6 W1廃液処理設備ろ過機仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2	



表ト-W1設-3-7 W1廃液処理設備 圧搾脱水機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6130} W1 廃液処理設備 圧搾脱水機	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	圧搾型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-W1設-3-7 W1廃液処理設備 圧搾脱水機 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、	

表トーW1設-3-8 W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様



許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名		{6131} W1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機
変更内容		改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。)
設置場所		第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室
員数		1 台
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最高使用温度: 
	核燃料物質の状態	スラッジ
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-W1設-3-8 W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物に対し、乾燥させた後、放射性固体廃棄物として取り扱う。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、 図ト-W1設-3-5	





表ト-W1 設-3-9 W1 廃液処理設備 受水槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6132} W1 廃液処理設備 受水槽	
変更内容	改造 (施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を電極式からフロート式に変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 2 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ト-W1設-3-9 W1廃液処理設備 受水槽 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：2台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ8cm及び2cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：2台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図リ-他-6



表ト-W1設-3-10 W1廃液処理設備 貯留槽 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6133} W1 廃液処理設備 貯留槽 No.1	
変更内容	改造 (施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を電極式からフロート式に変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3 / 1 1) に示す。  また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ト-W1設-3-10 W1 廃液処理設備 貯留槽 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために {8056} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 8 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備はW1 廃液処理設備を構成している。第1 廃棄物貯蔵棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p> <p>[20.1-F4]</p> <p>W1 廃液処理設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図リ-他-6	



表ト-W1設-3-11 W1廃液処理設備 貯留槽 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6134} W1 廃液処理設備 貯留槽 No.2	
変更内容	改造 (施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を電極式からフロート式に変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ト-W1設-3-1-1 W1廃液処理設備 貯留槽 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ8cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p> <p>[20.1-F4]</p> <p>W1廃液処理設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図リ-他-6	

表ト-W1設-3-12 W1廃液処理設備 貯留槽 No.3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6135} W1 廃液処理設備 貯留槽 No.3	
変更内容	改造 (施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を電極式からフロート式に変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3/11) に示す。  また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ト-W1設-3-12 W1廃液処理設備 貯留槽 No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ8cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p> <p>[20.1-F4]</p> <p>W1廃液処理設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-3-1、図ト-W1設-3-2、図リ-他-6	



表ト-W1設-3-13 W1廃液処理設備 配管 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) W1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6136} W1 廃液処理設備 配管	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 式	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 建屋又は架台にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-W1設-3-13 W1廃液処理設備 配管 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備はW1廃液処理設備を構成している。第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、蒸発乾固、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-3-1	


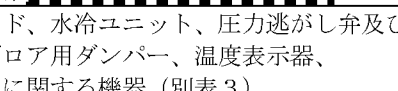
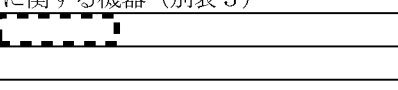

表ト-W 1 設-1 保管廃棄設備 [ ] 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6153} 保管廃棄設備 [ ] 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	[ ]	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : [ ]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : [ ] ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 [ ] 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 [ ] を収納する。 [ ] を収納する。
核燃料物質の状態	固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

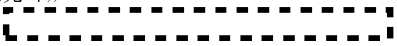
表ト-W1設-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する。</p> <p>[20.1-F2] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。 大型金属容器は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策を講じる。</p> <p>200 L ドラム缶は、F3 竜巻によって飛散することのないよう空力パラメータが 0.0032 以下となるように固縛する措置を講じる。</p>	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-4-1	

表ト-W1設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	焼却設備 焼却炉 失火検知機構 過加熱防止機構 圧力逃がし機構 可燃性ガス配管
設備・機器名称 機器名		{6138} 焼却設備 焼却炉 {6138-2} 失火検知機構 {6138-3} 過加熱防止機構 {6138-4} 圧力逃がし機構 {6138-5} 可燃性ガス配管 {8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) {8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス)
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。</li> <li>老朽化対策のため、焼却炉の点検口を更新する。</li> <li>火災爆発対策のため、可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス) を 2 系統で設置し、緊急遮断弁と連動させる。</li> <li>火災爆発対策のため、屋外の可燃性ガス配管に緊急遮断弁を 2 系統で設置し、感震計と連動させる。</li> <li>緊急遮断弁の設置に伴い第 1 廃棄物貯蔵棟の屋外に直接基礎 (べた基礎) を設置する。</li> </ul>
設置場所		第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室 第 1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室 (可燃性ガス漏えい検知器) (屋外 第 1 廃棄物貯蔵棟東外壁面 (可燃性ガス配管、緊急遮断弁))
員数		1 台
一般仕様	型式	ガス燃焼式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (焼却炉)  (灰出フード)  (架台) 
	その他の構成機器	架台、灰出フード、水冷ユニット、圧力逃がし弁及びその導管、燃焼用ブロー 燃焼ブロー用ダンパー、温度表示器、インターロックに関する機器 (別表 3)
	その他の性能	最高使用温度: 
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {6138} 焼却設備 焼却炉 架台を、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の 1 階土間コンクリートに設置し、{6138} 焼却設備 焼却炉 架台の床レベルにおいて、第 1 廃棄物貯蔵棟に固定する。 {6138} 焼却設備 焼却炉を当該架台に固定する。 灰出フードは土間コンクリートに設置する。  {8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) の基礎は、第 1 廃棄物貯蔵棟とは独立した直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類第 1 類の地震力が作用した場合においても、設備を十分に支持することができる地盤に設ける。当該基礎に架台を固定し、架台に {8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) 及び {6138-5} 可燃性ガス配管を固定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>支持方法 N 値 10 以上の洪積層 (礫混じり粘土質砂) に直接基礎で支持させる。</li> <li>基礎構造 直接基礎 (別表 4)</li> <li>支持層深さ 約 GL-1.6m N 値 15</li> <li>基礎図 図一他-7 (10)</li> </ul>

表ト-W1 設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1]</p> <p>{6138} 焼却設備 焼却炉、架台、灰出フード部は、耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表（別表1）に示す。 下記設備は、設備と架台を一体として耐震評価を実施。</p> <p>{6138} 焼却設備 焼却炉、架台、灰出フード、失火検知器（失火検知機構）</p> <p>{6139} 焼却設備 バグフィルタ、集塵灰フード</p> <p>{6140} 焼却設備 投入プッシャ</p> <p>{6141} 焼却設備 前処理フード</p> <p>{6142} 焼却設備 フィルタ処理フード</p> <p>{6143} 焼却設備 投入リフタ</p> <p>架台をアンカーボルトで土間コンクリートに設置し、壁面に固定する。</p> <p>○架台</p>  <p>{6138} 焼却設備 焼却炉を据付ボルトで架台に固定する。</p> <p>○焼却炉</p>  <p>灰出フードをアンカーボルトで土間コンクリートに設置する。</p> <p>○灰出フード</p>  <p>○熱電対（{6138-3} 過加熱防止機構） 設備内に設置する。熱電対を含む信号線は、フェールセーフで設計することから、地震による損傷により安全機能を損なわない。</p> <p>○{6138-4} 圧力逃がし機構 圧力逃がし弁本体は、前後を鋼製の配管で接続し、耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で圧力逃がし弁及び配管一体で架台に固定する。架台は、壁、床、天井にアンカーボルトで固定する。</p> <p>○{6138-5} 可燃性ガス配管 耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で配管を支持する。配管本体は、配管サポート又は架台に固定する。配管サポート等は、壁、床、天井にアンカーボルトで固定する。</p> <p>○{8042} 緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス） （緊急遮断弁及びその基礎は、耐震重要度分類を第1類とする。） 緊急遮断弁本体は、前後を鋼製の可燃性ガス配管で接続し、標準支持間隔以下で緊急遮断弁及び配管一体で架台に固定する。架台は、専用基礎にアンカーボルトで固定する。</p> <p>○緊急遮断弁制御盤（{8042} 緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）） アンカーボルトで壁に固定する。</p>  <p>○{8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検知部：アンカーボルトで天井に固定する。</li> <li>・警報盤：アンカーボルトで壁に固定する。</li> </ul> 
	津波による損傷の防止	—

表ト-W1設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻) —</p> <p>(落雷) —</p> <p>(極低温 (凍結)) [8.1-F2] 屋外 第2加工棟北外壁面に設置する緊急設備 緊急遮断弁は大阪管区气象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する機器を設置する。</p> <p>○緊急設備 緊急遮断弁 ・ {8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)</p> <p>(火山活動 (降下火砕物)) —</p> <p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] 安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 インターロック回路の制御盤には鋼製筐体を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p> <p>○アナログ信号線を使用する設備 ・ {6138-2} 失火検知機構 ・ {6138-3} 過加熱防止機構 ・ {8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス)</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して9.8 Pa以上の負圧に維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。</p>


<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.3-F1]  設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。  材料を本表（別表1）に示す。  ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2]  配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.5-F1]  可燃性ガス（都市ガス）を取り扱う当該施設は、可燃性ガスが漏えいした場合においても工程室内に滞留しないように、換気を行う第1種管理区域に設置する。</p> <p>○可燃性ガス漏えい検知器  当該施設及び当該施設へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。  可燃性ガス漏えい検知器は、爆発防止インターロックを構成する機器であるため、独立した2系統の多重化を行い高い信頼性を確保する。  なお、都市ガスは概ね9割がメタンガスであるため、メタンガスの漏えいで検知する。  ガスの比重を考慮し、上方に拡散するメタンガスを検知する検知器は天井付近に設置する。</p> <p>○設備の員数  ・ {8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）：3 箇所</p> <p>上記の検知器は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。  可燃性ガス漏えい検知器の配置を図リー他ー8（2）に示す。</p> <p>○緊急遮断弁及び感震計  可燃性ガス（都市ガス）の漏えい時に可燃性ガス漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。  また、当該緊急遮断弁は震度5弱相当の地震が発生した際に {8042-2} 緊急設備 感震計からの緊急遮断弁の閉信号を受けて自動閉止し、可燃性ガスの供給を遮断する。  緊急時に確実に動作するように感震計、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。</p> <p>○設備の安全機構  ・ {8042-2} 緊急設備 感震計：1 箇所  （表リー他ー4）  ・ {8042} 緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）：1 箇所  （図リー他ー7（1）、図リー他ー7（9））</p> <p>上記の感震計及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p> <p>○可燃性ガス配管  屋内の都市ガス配管は、可燃性ガス漏えい検知器により緊急遮断弁が閉止された後、配管内に残留する都市ガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発下限界濃度に達しない設計とする。</p> <p>○設備の員数（{6138-5} 可燃性ガス配管）  ・ 可燃性ガス配管（都市ガス）：1 式</p>
-------------------	---



表ト-W1 設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.7-F1]</p> <p>○失火検知機構 当該施設は固体廃棄物を焼却減容するために、都市ガスを燃料とした燃焼用バーナを設置する。燃焼用バーナへの着火ミス又は燃焼用バーナの失火（燃焼用バーナの炎の喪失）を検知器で監視する。</p> <p>○設備の員数（{6138-2}失火検知機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・失火検知器：2 箇所</li> <li>・燃焼用バーナ 電磁弁：2 箇所</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。 {8056}緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1（3/11）に示す。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.3-F1]</p> <p>当該施設内部で異常な圧力上昇が起こった場合であっても、圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。</p> <p>○設備の員数（{6138-4}圧力逃がし機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圧力逃がし弁：1 基</li> <li>・圧力検出器：1 基</li> </ul>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p> <p>[18.1-F1][18.2-F1]</p> <p>○失火検知機構 当該施設は固体廃棄物を焼却減容するために、都市ガスを燃料とした燃焼用バーナを設置する。燃焼用バーナへの着火ミス又は燃焼用バーナの失火（燃焼用バーナの炎の喪失）が起こると自動的に警報を発し、都市ガス供給を自動的に停止する失火検知機構を設置する。</p> <p>○設備の安全機構（{6138-2}失火検知機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・失火検知器：2 箇所</li> <li>・燃焼用バーナ 電磁弁：2 箇所（停電時閉）</li> </ul>

表ト-W1 設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>警報設備等</p>	<p>○過加熱防止機構          当該施設は炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発し、燃焼用バーナへの都市ガスの供給を遮断する過加熱防止機構を設ける。          インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで異常な温度上昇を防止する。          なお、アナログ信号線を使用した熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、自動的に警報を発する。</p> <p>○設備の安全機構（{6138-3}過加熱防止機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過加熱防止 設定温度（℃）：</li> <li>・炉内温度を監視する熱電対：1本</li> <li>・燃焼用バーナ 電磁弁：2箇所（停電時閉）</li> </ul> <p>○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック          可燃性ガス（都市ガス(主成分メタンガス)）の漏えいを検知した場合は、自動的に警報を発する。          漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。          緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。          インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。          可燃性ガス漏えい検知器の検知部から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。</p> <p>○設備の安全機構（可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8054}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）：3箇所</li> <li>・{8042}緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）：1箇所（停電時閉）</li> </ul> <p>上記 検知器及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p> <p>[18.2-F1]</p> <p>○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック          震度5弱相当の地震が発生した際に{8042-2}緊急設備 感震計からの緊急遮断弁の閉信号を受けて緊急遮断弁を自動閉止し、可燃性ガスの供給を遮断する。          緊急時に確実に動作するように感震計、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。          インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。</p> <p>○設備の安全機構（地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感震計の作動震度：計測震度4.9（震度5弱相当）<sup>(1)</sup></li> <li>・{8042-2}緊急設備 感震計：1箇所</li> <li>・{8042}緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）：1箇所（停電時閉）</li> </ul> <p>上記の感震計及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p>
-------------------	--------------	---

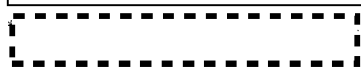
表ト-W1設-5-1 焼却設備 焼却炉 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	<p>○緊急停止機構 当該施設近傍で火災が発生した場合に、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、燃焼用バーナの電磁弁が閉止し、焼却炉が安全に停止する。なお、緊急停止回路はハード回路で構成し、リセット操作で解除する。</p> <p>○設備の安全機構（緊急停止機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急停止ボタン：1 基</li> <li>・燃焼用バーナ 電磁弁：2 箇所（停電時閉）</li> </ul>							
	放射線管理施設	—							
	廃棄施設	—							
	核燃料物質等による汚染の防止	—							
	遮蔽	—							
	換気設備	—							
非常用電源設備	<p>[24.2-F2]</p> <p>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合にも当該施設の炉体温度を制御盤に表示し、設備の稼働状態を監視可能な状態とする。</p> <p>○非常用電源設備 接続負荷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{6138}焼却設備 焼却炉（温度表示器）</li> </ul> <p>以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーに 接続</th> <th>非常用電源 設備に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却設備 焼却炉（温度表示器）</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>非常用電源設備 系統図を図リ-他-11（8）に示す。</p>	設備・機器名称 機器名	バッテリーに 接続	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作	焼却設備 焼却炉（温度表示器）	—	○	—
設備・機器名称 機器名	バッテリーに 接続	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作						
焼却設備 焼却炉（温度表示器）	—	○	—						
通信連絡設備	—								
その他許可で求める仕様	<p>[99-F1]</p> <p>耐震重要度分類第1類の{8042}緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。</p>								
添付図	<p>図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-1-1、 図ト-W1設-5-1-2、図ト-W1設-5-1-3、図リ-他-6、 図リ-他-7、図リ-他-8、図リ-他-11</p>								

(1) 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成8年気象庁告示第4号 気象庁震度階級表」による算定方法による。

表ト-W1設-5-1 (別表1-1) 焼却炉 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	はり (灰出フード) 柱 (灰出フード) はり (焼却炉架台) 柱 (焼却炉架台)	鋼 鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	焼却炉本体 囲い式フード (灰出フード)	金属製 金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト 据付ボルト 失火検知器	鋼 鋼 金属製



表ト-W1設-5-1 (別表1-2) 焼却炉  
配管 主要な材料及び機器

設備・機器名	部位名	主要な材料及び機器
圧力逃がし機構	-	排ガス： ・材料：ステンレス鋼 ・機器：圧力逃がし弁 (金属製)
可燃性ガス配管	-	都市ガス： ・材料：鋼

\*メッキ管を含める。

表ト-W1設-5-1 (別表1-3) 焼却炉 その他の機器 材料一覧

設備・機器名	部位名	材料
制御盤 ( {8054} 緊急設備 可燃性 ガス漏えい検知器 (都市ガス) )	アンカーボルト 緊急遮断弁制御盤	鋼 金属製
検知部 ( {8054} 緊急設備 可燃性 ガス漏えい検知器 (都市ガス) )	アンカーボルト 検知部 (都市ガス)	鋼 樹脂製
警報盤 ( {8054} 緊急設備 可燃性 ガス漏えい検知器 (都市ガス) )	アンカーボルト 警報盤	鋼 樹脂製

表ト-W1設-5-1 (別表2-1) 焼却炉 架台 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
壁面支持はりの追加	はり アンカーボルト	

表ト-W 1 設-5-1 (別表2-2) 焼却炉 その他の機器 補強一覧

設備・機器名	関連部材	断面等及び員数
制御盤 ( {8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス) )	アンカーボルト	
検知部 ( {8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス) )	アンカーボルト	
警報盤 ( {8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス) )	アンカーボルト	

表ト-W 1 設-5-1 (別表3) 焼却炉 安全機構及びインターロックに関する機器の構成と改造仕様


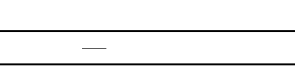
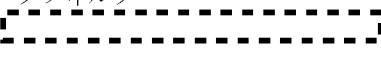

安全機構及びインターロック	構成機器と員数
{6138-2} 失火検知機構	失火検知器 : 2 箇所
	燃焼用バーナ 電磁弁 : 2 箇所
{6138-3} 過加熱防止機構	熱電対 : 1 本
	燃焼用バーナ 電磁弁 : 2 箇所
{6138-4} 圧力逃がし機構	圧力逃がし弁 1 基
	圧力検出器 : 1 基
地震発生時	{8042-2} 緊急設備 感震計 : 1 箇所 <sup>(1)</sup>
可燃性ガス遮断インターロック	{8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) : 1 箇所 <sup>(1)</sup>
可燃性ガス漏えい検知時	{8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス) : 3 箇所 <sup>(1)</sup>
可燃性ガス遮断インターロック	{8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) : 1 箇所 <sup>(1)</sup>
緊急停止機構	緊急停止ボタン : 1 基
	燃焼用バーナ 電磁弁 : 2 箇所

(1) 制御回路を含めて独立した2系統 (A系統/B系統) とするため、1箇所に2台設置する。

表ト-W 1 設-5-1 (別表4) 緊急遮断弁 (都市ガス) 基礎の構造

主要部材	断面等	対応図
鉄筋コンクリート		図リ-他-7 (10)

表ト-W1設-5-2 焼却設備 バグフィルタ 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6139} 焼却設備 バグフィルタ	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒スナップリング取付型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (バグフィルタ)  (集塵灰フード) 
	その他の構成機器	集塵灰フード
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] バグフィルタは {6138} 焼却設備 焼却炉 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリート及び第 1 廃棄物貯蔵棟の壁に固定する。 集塵灰フードは土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 バグフィルタ及び集塵灰フードは {6138} 焼却設備 焼却炉 架台と一体として耐震評価を実施する。 バグフィルタを据付ボルトで当該架台に固定する。 ○バグフィルタ  集塵灰フードをアンカーボルトで土間コンクリートに設置する。 アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とする。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して 9.8 Pa 以上の負圧に維持する。 また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—

表ト-W1設-5-2 焼却設備 バグフィルタ 仕様

技術基準に基づく仕様	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-2	

表ト-W1設-5-2 (別表1) 焼却設備 バグフィルタ 材料一覧


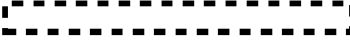
部位	部位名	材料
強度部材	柱 (バグフィルタ架台) はり (バグフィルタ架台) 柱 (集塵灰フード) はり (集塵灰フード)	鋼 鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	バグフィルタ本体 囲い式フード (集塵灰フード)	金属製 金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト (集塵灰フード) 据付ボルト (バグフィルタ)	鋼 鋼

表ト-W1設-5-2 (別表2) 焼却設備 バグフィルタ 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトナットの撤去*	アンカーボルトナット (集塵灰フード)	

\* アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とするため、アンカーボルトのナットを撤去する。

表トーW1設-5-3 焼却設備 投入プッシャ 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6140} 焼却設備 投入プッシャ	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	空気駆動式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {6138} 焼却設備 焼却炉 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 {6138} 焼却設備 焼却炉 架台と一体として耐震評価を実施する。 投入プッシャを据付ボルトで当該架台に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。 <sup>(1)</sup> また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—



表ト-W1設-5-3 焼却設備 投入プッシャ 仕様



技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-3	

(1) 投入プッシャ、前処理フード、フィルタ処理フード、投入リフタの囲い式フードは一体型であり、面速を維持する囲い式フード開口部は前処理フードに配置している。

表ト-W1設-5-3 (別表1) 焼却設備 投入プッシャ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	投入プッシャ本体	金属製
その他	据付ボルト	鋼

表ト-W1設-5-4 焼却設備 前処理フード 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6141} 焼却設備 前処理フード	
変更内容	改造 〔・開口部の形状を変更する。 ・耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。〕	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	囲い式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ドラムリフタ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 {6138} 焼却設備 焼却炉 架台と一体として耐震評価を実施する。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置する。 アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とする。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。 <sup>(1)</sup> また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表ト-W1設-5-4 焼却設備 前処理フード 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-4	

(1) 投入プッシャ、前処理フード、フィルタ処理フード、投入リフタの囲い式フードは一体型であり、面速を維持する囲い式フード開口部は前処理フードに配置している。

表ト-W1設-5-4 (別表1) 焼却設備 前処理フード 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト ドラムリフタ	鋼 金属製





表ト-W1設-5-4 (別表2) 焼却設備 前処理フード 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトナットの撤去*	アンカーボルトナット	

\* アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とするため、アンカーボルトのナットを撤去する。

表トーW1設-5-5 焼却設備 フィルタ処理フード 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6142} 焼却設備 フィルタ処理フード	
変更内容	改造(耐震補強の仕様を本表(別表2)に示す。)	
設置場所	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	
員数	1台	
一般仕様	型式	囲い式
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	回転切断機
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 {6138}焼却設備 焼却炉 架台と一体として耐震評価を実施する。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置する。 アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とする。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。 <sup>(1)</sup> また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表ト-W1設-5-5 焼却設備 フィルタ処理フード 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-5	

(1) 投入プッシャ、前処理フード、フィルタ処理フード、投入リフタの囲い式フードは一体型であり、面速を維持する囲い式フード開口部は前処理フードに配置している。

表ト-W1設-5-5 (別表1) 焼却設備 フィルタ処理フード 材料一覧


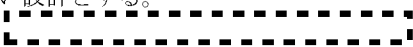
部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート(難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼

表ト-W1設-5-5 (別表2) 焼却設備 フィルタ処理フード 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトナットの撤去*	アンカーボルトナット	

\* アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とするため、アンカーボルトのナットを撤去する。

表ト-W1設-5-6 焼却設備 投入リフト 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6143} 焼却設備 投入リフト	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	電動式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 {6138} 焼却設備 焼却炉 架台と一体として耐震評価を実施する。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置する。 アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とする。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。 <sup>(1)</sup> また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表ト-W1設-5-6 焼却設備 投入リフタ 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-6	

(1) 投入プッシャ、前処理フード、フィルタ処理フード、投入リフタの囲い式フードは一体型であり、面速を維持する囲い式フード開口部は前処理フードに配置している。

表ト-W1設-5-6 (別表1) 焼却設備 投入リフタ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり トラス	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート(難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼


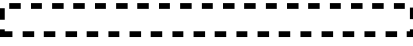


表ト-W1設-5-6 (別表2) 焼却設備 投入リフタ 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトナットの撤去*	アンカーボルトナット	

\* アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とするため、アンカーボルトのナットを撤去する。

表ト-W1 設-5-7 焼却設備 急冷塔 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 焼却炉
設備・機器名称 機器名	{6144} 焼却設備 急冷塔	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	空冷式プレート型熱交換器
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで土間コンクリートに固定する。 アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とする。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F2] 急冷塔本体は金属製の密閉構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—



表ト-W1設-5-7 焼却設備 急冷塔 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-5-7

表ト-W1設-5-7 (別表1) 焼却設備 急冷塔 材料一覧



部位	部位名	材料
強度部材	柱 (急冷塔架台)	鋼
	はり (急冷塔架台)	鋼
ウランを取り扱う部位	急冷塔本体	金属製
その他	アンカーボルト	鋼

表ト-W1設-5-7 (別表2) 焼却設備 急冷塔 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトナットの撤去*	アンカーボルトナット	

\* アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とするため、アンカーボルトのナットを撤去する。



表ト-W1設-6-1 湿式除染機 湿式除染部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	湿式除染機
設備・機器名称 機器名	{6145} 湿式除染機 湿式除染部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	超音波洗浄槽式
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	配管、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	固体廃棄物、液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。耐震重要度分類が上位である耐震重要度分類 第 2 類の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。 アンカーボルトで土間コンクリートに固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 (3 / 1 1) に示す。  また、建物の壁、{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉及び {6124} W1 廃液処理設備 蒸発乾固装置 堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。  [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ト-W1設-6-1 湿式除染機 湿式除染部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-6-1、図リ-他-6	


表ト-W1設-6-2 湿式除染機 水洗除染タンク 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 湿式除染機
設備・機器名称 機器名	{6146} 湿式除染機 水洗除染タンク	
変更内容	改造 (火災対策のため、タンク蓋を不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	フード付水槽型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	配管、タンク、液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	固体廃棄物、液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで土間コンクリートに固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8056} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8056} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表り-他-1 (3/11) に示す。  また、建物の壁、{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉及び{6124} W1 廃液処理設備 蒸発乾固装置 堰で構成された液溜内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいを防止する。  [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。

表ト-W 1 設-6-2 湿式除染機 水洗除染タンク 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1台</p> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8056}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	<p>[18.1-F1] 設備の容量を超えてウラン粉末を含む液体が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ3cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1台</p> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8056}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W 1 設-1-1、図ト-W 1 設-5、図ト-W 1 設-6-2、図リ-他-6	



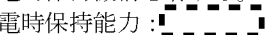
表ト-W1設-7-1 乾式除染機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	乾式除染機
設備・機器名称 機器名	{6147} 乾式除染機 —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手動ブラスト式(ブラスト材:ステンレスカットワイヤー等)
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	コンプレッサ、ダストコレクタ部、ブラスト部
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {6138} 焼却設備 焼却炉 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された土間コンクリート及び第 1 廃棄物貯蔵棟の壁に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 据付ボルトで {6138} 焼却設備 焼却炉 架台に固定する。耐震重要度分類が上位である耐震重要度分類 第 2 類の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表ト-W1設-7-1 乾式除染機 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-5、図ト-W1設-7-1	

表ト-W1設-8-1 ホイストクレーン 2トンチェンブロック 仕様


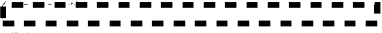
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ホイストクレーン
設備・機器名称 機器名	{6148} ホイストクレーン 2トンチェンブロック	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	
員数	1式 (1台)	
一般仕様	型式	2トン電動式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ストップ (車止め)
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 レールをアンカーボルトで天井に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-F1] ドラム缶 2 個を搬送する能力を有する。  [16.1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力: 
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

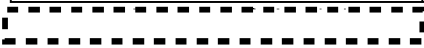


表ト-W1設-8-1 ホイストクレーン 2トンチェンブロック 仕様




技術基準に基づく仕様	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-8、図ト-W1設-8-1

表ト-W1設-8-1 (別表1) ホイストクレーン 2トンチェンブロック 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	レール	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ (車止め)	鋼  金属製



表ト-W1設-8-2 ホイストクレーン 1トンチェンブロック 仕様

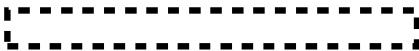
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ホイストクレーン
設備・機器名称 機器名	{6149} ホイストクレーン 1トンチェンブロック	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵室 W1廃棄物搬出入室	
員数	1式 (2台)	
一般仕様	型式	1トン電動式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ストップ (車止め)
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 レールをアンカーボルトで天井に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	[16.1-F1] ドラム缶 2 個を搬送する能力を有する。	
	[16.1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力: 	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-W1設-8-2 ホイストクレーン 1トンチェンブロック 仕様

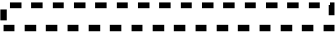
技術基準に基づく仕様	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図ト-W1設-1-1、図ト-W1設-8、図ト-W1設-8-2

表ト-W1設-8-2 (別表1) ホイストクレーン 1トンチェンブロック 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	レール	鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ (車止め)	鋼 金属製



表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)	
	施設名称	第3廃棄物貯蔵棟 所内通信連絡設備 自動火災報知設備 消火器 避難通路 非常用照明、誘導灯 防護壁又は防護柵	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	(本体) {1005} 第3廃棄物貯蔵棟 —	(付属設備) {8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ)) {8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) {8010-3} 消火設備 消火器 {8033} 緊急設備 避難通路 {8036} 緊急設備 非常用照明 {8036-2} 緊急設備 誘導灯 {8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵(W3防護壁)	
	建物・構築物の区分	本体、付属設備	
変更内容	(本体) 改造 新規基準に適合させるために、第3廃棄物貯蔵棟に以下の改造を行う。また、第3廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様を別表ト-W3建-1-4及び図ト-W3建-1-6に、改造工事完了後の第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)を図ト-W3建-1-7に示す。  ①外部扉の改造 <sup>(1)</sup> (仕様を別表ト-W3建-1-1に示す。 F1竜巻による損傷の防止対策として、既設の外部扉をF1竜巻対策扉に改造する。 ②W3防護壁の新設(仕様は別表ト-W3建-1-2に示す。 第3廃棄物貯蔵棟1階北面の大扉をF1飛来物の衝撃荷重から防護するために、鉄筋コンクリート造の{8057}緊急設備 防護壁又は防護柵(W3防護壁)を屋外に新設する。  (付属設備) 付属設備については、リ. その他の加工施設の項で示す。		
設置場所	第3廃棄物貯蔵棟(第3廃棄物貯蔵棟の配置を図ト-1-1-1に示す。)		
員数	(建物) 1 (付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)		
一般仕様	型式	鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造、3階建て (付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)	
	主要な構造材	(建物) 別表ト-W3建-1-1～別表ト-W3建-1-4に示す。	
	寸法(単位:mm)	(建物) 概略寸法: 	
		建築面積: 約270 m <sup>2</sup>	
		延べ床面積: 約800 m <sup>2</sup>	
		床面積: 1階 約266 m <sup>2</sup> 2階 約267 m <sup>2</sup> 3階 約267 m <sup>2</sup>	
その他の構成機器	—		
その他の性能	—		
核燃料物質の状態	—		



表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-B1]</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟の耐震重要度分類は第3類とする。          第3廃棄物貯蔵棟は、以下に示す一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。          位置、構造、寸法、材料を別表ト-W3建-1-3、図ト-W3建-7及び図ト-W3建-18～図ト-W3建-20に示す。</p> <p>○一次設計          常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。<sup>(2)</sup></p> <p>○二次設計          建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第3廃棄物貯蔵棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る。<sup>(3)</sup></p> <p>{8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3 防護壁) は耐震重要度分類を第3廃棄物貯蔵棟と同じ第3類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。          位置、構造、寸法、材料を別表ト-W3建-1-2、図ト-1-1-1、図ト-W3建-12(2)及び図ト-W3建-12(3)に示す。</p> <p>[6.1-F1]</p> <p>以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、第3廃棄物貯蔵棟にボルト等で固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))</li> <li>・ {8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)</li> <li>・ {8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)</li> <li>・ {8036} 緊急設備 非常用照明</li> <li>・ {8036-2} 緊急設備 誘導灯</li> </ul>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—<sup>(4)</sup></p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻)</p> <p>[8.1-B2]</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟は、F1 竜巻荷重を上回る保有水平耐力を確保する。          また、局部評価として、第3廃棄物貯蔵棟の F1 竜巻防護境界の外壁、屋根は、単位面積当たりの短期許容荷重が F1 竜巻荷重を上回り、F1 飛来物が到達する可能性のある部分については、F1 飛来物の貫通限界厚さ以上の厚さを確保する。          F1 竜巻防護境界の扉は、F1 竜巻対策扉とするとともに、F1 飛来物が到達する可能性のある北面1階の F1 竜巻対策扉には {8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3 防護壁) を設け、F1 飛来物の衝撃荷重から F1 竜巻対策扉を防護する。          第3廃棄物貯蔵棟建物本体における位置、構造、寸法、材料を別表ト-W3建-1、別表ト-W3建-3、図ト-W3建-8～図ト-W3建-11及び図ト-W3建-18～図ト-W3建-20に示す。</p> <p>○ {8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3 防護壁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置              配置を図ト-W3建-8に示す。</li> <li>・ 構造、寸法              構造、寸法を図ト-W3建-12に示す。</li> <li>・ 材料              主な材料を別表ト-W3建-1-2に示す。</li> </ul>

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(落雷) —<sup>(5)</sup></p> <p>(極低温 (凍結)) —<sup>(6)</sup></p> <p>(火山活動 (降下火砕物)) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm<sup>3</sup> とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定める 29 cm の積雪に耐える。</p> <p>(生物学的事象) —<sup>(7)</sup></p> <p>(航空機落下) —<sup>(8)</sup></p> <p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発))<sup>(9)</sup> [8.1-B5] [8.2-B2] 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、想定する森林火災、近隣工場等の火災の火災源に対する離隔距離が危険距離以上とする。 また、想定する近隣工場等の爆発の爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上とするか、一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の 2 倍以上の離隔距離を確保する。 防護対象施設と想定する火災源、爆発源の位置関係を図ト-W1建-15～図ト-W1建-18に示す。</p> <p>(電磁的障害) —<sup>(10)</sup></p> <p>(交通事故 (自動車)) —<sup>(11)</sup></p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-B1] 加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。 管理区域を設定する加工施設の建物への ID カードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。 手順に基づく承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。 周辺監視区域への立入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。 第3廃棄物貯蔵棟は、別表ト-W3建-1-4に示す材料を用いて、図ト-W3建-15に示すとおり鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。 図ト-W3建-5に示す管理区域入口において、管理区域を設置する加工施設の建物への人の出入りを監視する。</p>

表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	<p>[10.1-B1]</p> <p>線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分する。</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟には、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域のみを設定する。</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟の管理区域区分を図ト-W3建-5に示す。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-F1]</p> <p>第3廃棄物貯蔵棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>{8010-3}消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度を見込んだ数の粉末消火器を、防火対象物の各部分から歩行距離20 m以下となるように配置する<sup>(12)</sup>。固定金具等により転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数（{8010-3}消火設備 消火器）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ABC粉末消火器10型：6本</li> </ul> <p>{8010-3}消火設備 消火器の配置を図リ-他-2（5）、図リ-他-2（6）に示す。</p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して、屋外に設置する。{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2台配置する。</p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプの仕様を表リ-他-3に示す。</p> <p>[11.1-F2]</p> <p>早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置する。{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機は、防火対象物の各階の各部分から歩行距離50 m以下となるように配置する。</p> <p>火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は消防法施行令第二十一条第2項の規定に従い設定する。</p> <p>○設備の員数（{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱感知器（スポット型）：38台</li> <li>・煙感知器（スポット型）：1台</li> <li>・発信機：3台</li> </ul> <p>○設備の員数（{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受信機（P型受信機）：1台</li> </ul> <p>{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、警戒区域の配置を図リ-他-2（3）、図リ-他-2（4）に示す。</p> <p>{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）には、第5廃棄物貯蔵棟の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を接続する。</p> <p>火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リ-他-12（3）に示す。</p>



表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-B1]            第3廃棄物貯蔵棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物（耐火構造）とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。改造等で追加する材料は鋼等の不燃材料又は難燃性材料とする。            第3廃棄物貯蔵棟の材料を別表ト-W3建-1-1及び別表ト-W3建-1-3に示す。</p> <p>[11.3-B2]            第3廃棄物貯蔵棟は、建築基準法に基づく防火区画を設けないため、建物全体を1つの火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。            各火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>○火災区画W3の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材</li> <li>区画境界壁、特定防火設備（防火戸）及び防火板</li> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート壁 厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間）</li> <li>防火板（板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> </ul> <p>第3廃棄物貯蔵棟の火災区画を図ト-W3建-1-4に示す。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F2]            {8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、{8036}緊急設備 非常用照明、{8036-2}緊急設備 誘導灯については、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。            分電盤の配置図を図リ-他-2（7）に、配線用遮断器の結線図を図リ-他-11（5）に示す。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-B1]            第3廃棄物貯蔵棟内には溢水源はない。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-F1]            第3廃棄物貯蔵棟には、容易に識別できる{8033}緊急設備 避難通路を設置する。{8033}緊急設備 避難通路は非常口を含み、床面への表示等により、屋外へ避難できるよう誘導する。床面の表示は、容易に剥離しない標識を設置する。{8033}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第二百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8036}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には{8036-2}緊急設備 誘導灯を設置する。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8036}緊急設備 非常用照明 : 7台</li> <li>・{8036-2}緊急設備 誘導灯 : 10台</li> </ul> <p>{8033}緊急設備 避難通路、{8036}緊急設備 非常用照明及び{8036-2}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-他-2（7）、図リ-他-2（8）に示す。</p>